

むつ市議会第211回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成24年3月5日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案上程、提案理由説明】

- 第1 議案第35号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第2 議案第2号 むつ市特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例
第3 議案第3号 むつ市スポーツ推進審議会条例
第4 議案第4号 むつ市外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
第5 議案第5号 むつ市税条例の一部を改正する条例
第6 議案第6号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例
第7 議案第7号 むつ市立図書館設置条例の一部を改正する条例
第8 議案第8号 むつ市下北自然の家条例の一部を改正する条例
第9 議案第9号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例
第10 議案第10号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例
第11 議案第11号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
第12 議案第12号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
第13 議案第13号 むつ市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
第14 議案第14号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例
第15 議案第15号 むつ市肉牛特別導入事業基金条例を廃止する条例
第16 議案第16号 むつ市大畑町水産物簡易加工処理施設条例及びむつ市大畑町水産物鮮度保持施設条例を廃止する条例
第17 議案第17号 下北地域広域行政事務組合同約の変更について
第18 議案第18号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
第19 議案第19号 むつ市国土利用計画（第4次）について
第20 議案第20号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
第21 議案第21号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
第22 議案第22号 平成23年度むつ市一般会計補正予算
第23 議案第23号 平成23年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
第24 議案第24号 平成23年度むつ市介護保険特別会計補正予算
第25 議案第25号 平成23年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
第26 議案第26号 平成23年度むつ市水道事業会計補正予算

- 第27 議案第27号 平成24年度むつ市一般会計予算
- 第28 議案第28号 平成24年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第29 議案第29号 平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第30 議案第30号 平成24年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第31 議案第31号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計予算
- 第32 議案第32号 平成24年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第33 議案第33号 平成24年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第34 議案第34号 平成24年度むつ市水道事業会計予算
- 第35 報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成23年度むつ市一般会計補正予算)
- 第36 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成23年度むつ市一般会計補正予算)
- 第37 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成23年度むつ市一般会計補正予算)

【請願上程、委員会付託】

- 第38 請願第1号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	上	路	徳	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
18番	大	瀧	次	男	19番	富	岡		修
20番	佐々	木	隆	徳	21番	富	岡	幸	夫
22番	鎌	田	ちよ	子	23番	菊	池	光	弘
24番	岡	崎	健	吾	25番	白	井	二	郎
26番	山	本	留	義					

欠席議員（1人）

17番	村	中	徹	也
-----	---	---	---	---

説明のため出席した者

市長	宮	下	順一	郎	副市長	新	谷	加	水
教育長	遠	島		進	公営企業 管理者	遠	藤	雪	夫
代 監 査 委 員	小	川	照	久	総務 部長	伊	藤	道	郎
財務部長	下	山	益	雄	財務 部監	赤	田	比等	史
民生部長	奥	川	清次	郎	保健 福祉 部長	松	尾	秀	一
経済部長	中	嶋	達	朗	建設 部長	山	本	伸	一
川内 庁舎 長	布	施	恒	夫	大所 大産 課 畑 畑 庁 建 舎 長 舎 設 長	若	松		通
協野 庁舎 所 長	高	坂	浩	二	会管 総政 理出 納 室 長	大	橋		誠
選挙 管理 委員 会 長	成	田	晴	光	監事 査務 委員 長	石	田	武	男

農委事務局	業会長	手間本	富士雄	教育部長	齋藤秀人
教委事務局	育会局長	岩崎	若男	営企業長道長	齊藤鐘司
総政防調	務部災監	岩崎	金藏	育会局北家長	佐藤節雄
総政政推	務部策監	花山	俊春	務進部策監	石野了
民政推	部策監	竹山	清信	生理一	猪口和則
建政推	部策監	鏡谷	晃	員務理教	加藤次男
教委事副中公	育会局事央長	小鳥	孝之	業進技道	成田等
公企副総	営局事長	川森	浩史	業理課	杉山信也
公企副施	営局事長	嘉賀	幸雄	務課	柳谷孝志
総政総総	務部課幹	野藤	賀範	務部調整長	高橋聖
総政防課	務部策長	工藤	初男	務課	氏家剛
民国課	部金長	畑中	秀樹	生金主	橋本敬司
				国民年総括	

民環課
 生政課
 部策長
 建設課
 部長
 水道課
 部道長
 川産課
 内業
 庁建
 舎設長
 教委事務
 員務課
 育会局長
 公企総括
 業務主
 営局課幹

金 浜 盛 雄
 杉 山 重 行
 酒 井 嘉 政
 福 島 伸
 松 宮 康 則
 濱 谷 重 芳

經農課
 林水課
 部産長
 建設課
 部長
 水道課
 部課幹
 大産建
 畑設
 庁業課幹
 員務
 育会局北家幹
 然括
 の主
 務部課任
 総政総主
 策務

二 本 柳 茂
 望 月 操
 杉 山 直 規
 西 川 勸
 佐 藤 時 男
 栗 橋 恒 平

事務局職員出席者

事務局長
 総括主幹
 主任主査

須 藤 徹 哉
 濱 田 賢 一
 石 田 隆 司

次 長
 主任主査
 主任

澤 谷 松 夫
 小 林 睦 子
 村 口 一 也

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

2月27日、市長から、今定例会に議案1件を追加提案したい旨の申し入れがあり、同日開催した議会運営委員会で本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

◎日程第1 議案上程、提案理由説明

○議長（山本留義） 日程第1 議案第35号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） おはようございます。ただいま追加上程されました議案第35号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げます、ご審議の参考に供したいと存じます。

本案は、青森県市町村職員退職手当組合の構成団体であります公立金木病院組合が解散し、つがる西北五広域連合が構成団体として新たに加入することに伴い、組合を組織する地方公共団体数を増減し、組合規約を変更するためのものであります。

以上をもちまして、追加上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本留義） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案第35号については、3月9日に質疑及び委員会付託を行いますので、ご了承願います。

◎日程第2～日程第37 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第2号

○議長（山本留義） 次は、日程第2 議案第2号 むつ市特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） おはようございます。議案第2号 むつ市特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例について質疑をさせていただきます。

まず、この交付金は特定の防衛施設がある自治体に交付されるお金でありまして、近年は並川町、大平町、文京町地区の道路舗装や側溝整備などの生活環境の改善に使われてきたと思います。それをこのたび基金として積み立てることにした理由

は何かをお知らせください。

また、提案理由では生活環境の整備等を行うためとしておりますが、わざわざこの基金をつくってまでやる必要があるのかということをやっと疑問に思いましたので、そこのところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） おはようございます。それでは、斉藤議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、今まで一般会計で単年度処理をしておりました交付金を基金として積み立てることにした理由は何かとお尋ねでございます。これには3つの理由がございます、まず1つ目は平成23年、昨年ですが、4月27日の特定防衛施設周辺整備調整交付金交付要綱の改正に伴いまして、基金の造成が可能になったということでございます。2つ目といたしましては、今年度の交付金の総額が、予算では例年6,000万円程度をベースにして計上しておるところなのですけれども、4月の1次配分では4,178万7,000円、11月の2次配分で9,304万7,000円、合わせまして1億3,483万4,000円と、例年に比べますと約2倍以上の増額の交付があったということ。それから、3つ目といたしましては、交付金事業の繰り越しが原則として認められていないことから、11月の2次配分が大幅に増額されますと、例えば増額交付された分を予算措置するとか、あるいは事業を組み立てて防衛局の事業のヒアリングを受けますとか、あるいは内示を受けまして今度は入札をやるとか、入札を終わりました業者さんが事業を行うときの工期の確保の問題とか、そういうもろもろの問題で事業の年度内完了が困難になるということでございます。したがって、これらの理由により未執行となる交付金を基金に積み立て、翌年度以降の事業に充当することにより円滑な事業の実施が可能となるということでございます。

それから、この基金を使って何をするのかということですが、これにつきましては、事業期間を平成22年度から平成28年度までの7年間の計画で行ってまいります。今議員からご紹介がありましたけれども、大平町地区の改良舗装事業の財源として充当する予定としております。

なお、この交付金を活用した事業等につきましては、これまでも多くの事業を実施しておりますが、今年度は平成17年度から継続しております荒川町地区改良舗装工事、平成22年度から継続しております大平町地区改良舗装工事、そして消火栓設置工事の3事業を実施しております。

また、平成24年度は通常の交付金を財源といたしまして、むつ運動公園テニスコート改修事業をする予定としてございます。

以上です。

○議長（山本留義） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） 2点にわたってお尋ねをしたわけですが、先ほどの斉藤議員の質疑と若干重複をいたします。

この提案理由の中の生活環境整備等という表現をしているわけですが、等というのは具体的にどのような、先ほどの答弁の中で、今年度、そして平成24年度の整備の内容については説明があったわけですが、その後の全体的な整備の計画の中では、どのような事業に対しての整備をしていくのか、内容をお知らせ願いたい。

2点目は、先ほどの説明でいきますと、積み立ての期間は7年間というふうなことでお聞きをしたわけですが、その辺についての具体的な積み立ての期間と年度ごとの積立額について、計画されている部分があるとすればお知らせを願いたい。

以上であります。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 目時議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、防衛施設周辺の生活環境整備等とは具体的にどのような事業を想定しているかとお尋ねでございます。ただいま齊藤議員にもお答え申し上げたところでございますけれども、生活環境整備等の規定につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金交付要綱の中におきまして、公共用の施設の整備及び要綱に規定するソフト事業を指すものとされてございます。当市におきましては、これらの中でも、特に市民生活の向上を図る目的におきまして、主に道路整備事業あるいは消火栓新設事業等を想定しておるところでございます。

それから、2点目の基金の積立額を幾ら計画し、どの程度の期間を考えているのかというふうなことでのお尋ねでございます。まず、この基金条例をご提案いたしましたのは、平成23年4月27日のその交付要綱の改正に伴い交付金の基金造成が可能になったということ、それから交付金の総額が例年に比べて2倍以上の増額になったこと、さらには原則として交付金事業の繰り越しが認められていないということをお尋ねでございます。そのために、翌年度の交付金事業の財源に充当するための措置といたしまして基金造成するものでございます。したがって、この基金への積み立てにつきましては、今年度のように増額の交付がありまして、それが年度内に事業化できないといったような場合に単発的に積み立てを行うということも考えられます。ただ、あくまでもその交付金事業は交付金を受けまして計画的に行っていくということにしてございまして、その基金造成そのものをこれから何年間にわたって行っていくという趣旨ではございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を

終わります。

次に、18番大瀧次男議員。

○18番（大瀧次男） 先ほどの齊藤議員、そして目時議員への答弁で、事業の内容、目的はわかりましたけれども、その生活環境改善の範囲は、どの範囲が防衛施設の周辺に当たるかということをお聞きしたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 大瀧議員のお尋ねにお答えいたします。

範囲と申しますか、事業の範囲のことだと思えますけれども、これにつきましては交付要綱の中に規定されておりまして、公共用の施設の整備及び各種ソフト事業と同一でありまして、そのところを具体的に申し上げますと、ハード事業といたしましては、交通施設及び通信施設、スポーツまたはレクリエーションに関する施設、環境衛生施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、消防に関する施設、産業の振興に寄与する施設の整備ということになってございます。

また、一方ソフト事業といたしましては、防災、住民の生活の安全、防犯等、それから通信、教育、スポーツ及び文化、医療、福祉、環境衛生、産業の振興、交通、良好な景観の形成と広範な範囲となっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） それと、あとその基地周辺の地域の範囲は、このむつ市全体が当たるのか、それとも大湊地区のその基地のある地域のどの辺まで、この基金を処分して事業ができるのかというのを、地域の範囲をちょっとお聞きしたい。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 地域の指定は、むつ市そのものが地域というふうなことでの指定でございますので、例えばむつ市の中のどここの事業で

なければならないとかということではないという
ふうに承知してございます。

○議長（山本留義） これで大瀧次男議員の質疑を
終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第2号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第3号

○議長（山本留義） 次は、日程第3 議案第3号
むつ市スポーツ推進審議会条例を議題といたしま
す。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
すので、順次発言を許可します。まず、12番齊藤
孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） この議案は、国のスポーツ基
本法を踏まえての動きだと思いますが、このむつ
市スポーツ推進審議会を立ち上げ市のスポーツ振
興をどのようなプロセスで進めようとしているの
か、お考えをお知らせください。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） スポーツ推進審議会を
立ち上げることにより市のスポーツ振興をどのよ
うなプロセスで進める予定なのかのお尋ねでご
ざいますが、本審議会では今後作成予定でござい
ますむつ市スポーツ推進計画について調査、審議
をしていただく予定となっております。

このスポーツ推進計画を策定するに当たりまし
ては、昨年11月から12月にかけて、市民約4,000人
を対象に市民のスポーツ活動に関するアンケート
調査を行っております。アンケートの結果と、国

で現在策定を進めております国のスポーツ基本計
画を参酌いたしまして、市民の意見が反映された、
さらにむつ市独自のスポーツ推進計画をつけ加え
て全体を作成していきたいというふうに考えてお
ります。策定後は、その計画に沿った形でのスポ
ーツ推進計画に努めてまいりたいと考えておりま
す。

参考までに申し上げますけれども、国が策定中
のスポーツ基本計画、先ごろ中央教育審議会のほ
うから国の諮問に対する中間報告がございました。
この中では、基本方針として7つの大きな目
的が示されております。例えば子供のスポーツの
機会の充実とか、あと住民が主体的に参加する地
域スポーツの環境の整備とか、さらにはオリンピ
ックで勝てるような選手の育成とか、そのような
項目が7つぐらい示されておりますが、そのうち
むつ市が担う部分、地方が担当するものとしては、
当然ながら子供のスポーツ機会の充実、そしてラ
イフステージに応じたスポーツ活動の推進、これ
は生涯スポーツに通じる部分ですけれども、それ
とか住民が主体的に参加する地域スポーツ環境の
整備、これは地域スポーツクラブ、クラブスポ
ーツという理念からあるものでございますが、これ
とあとむつ市独自のスポーツといったものをつけ
加えた、そのような形になるのではないかという
ふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと
存じます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 将来どうあるべきかというこ
とは、まだ大まかなところでしか答えられないと
思いますが、スポーツ推進ということになると、
学校教育と深くかかわってきまして、学校教育で
やっている部活動とむつ市がこれから進めてい
こうとしているスポーツ推進とどのようにかかわ
っていったらいいのかというふうな話もこの審議会
で話し合われていくかと思いますが、行政側とし

ては学校教育の部活動との関係を、むつ市のスポーツ推進または振興とどのようにかかわっていったらいいのかということ、今もし考えていることがありましたら紹介をお願いしたいと思いません。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） まさに現在国が進めている基本法の理念と申しましょうか、その中では当然ながら、1つとしては今学校を主体としたスポーツクラブが中心になってございますが、それを社会のほうに移していこうと、社会体育にシフトしていきましょうという大きな理念があるわけでございますので、その中で学校のものもすべて社会体育のほうで賄うとか、そういうふうな完璧な色分けというのは現在のところまだないような状況です。学校体育、学校スポーツの部分は、それなりに教育委員会のほうとか社会体育のほうは現在のところは民生部が担当してございますが、それははっきりとどっちにシフトするとかということは、現在の段階ではまだどうのこうのと申し上げる段階ではないのではないかとこのように思っています。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 齊藤議員と一部重複するかと思いますが、質疑をさせていただきます。

まず第2条にのっております重要事項とは具体的にどういうふうなことなのかです。今の答弁によりますと、スポーツ推進計画についてというふうなことが述べられていましたが、この重要事項とは具体的にはどういうことなのかということをお答え願いたいと思いません。

また、この審議会が例えば市民からの要望等を吸い上げることができる審議会なのかどうか、あ

わせてお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） スポーツ推進審議会条例第2条のスポーツ推進に関する重要事項の具体的な内容についてでございますが、今後策定予定でございますむつ市スポーツ推進計画及びその他の例えば市長の諮問に応じて調査、審議すると。現在のところは、大きな審議事項といたしましては、このむつ市が作成を予定してございます市のスポーツ推進計画ということがございますが、今後さまざまな段階でこの審議会のご意見を賜る機会が出てくるものと思っております。

また、市民からの要望を吸い上げることができるのかと、このことについてでございますけれども、当然ながら審議会の委員にはスポーツ関係の例えば学識経験者とかスポーツ団体及び関係行政機関の職員とか、そのほかに一般市民からの公募ということにつきましても検討してまいりたいと考えておりますので、審議会審議に当たっては、広く関係する方々の、市民の皆様のご意見を伺うことが可能というふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） スポーツ推進計画と、またその他市長の諮問についてということでありますが、あくまでもこれは市長の諮問に基づいてやるということで、この審議会が独自でその力を発揮するというふうな場面はないという理解でいいのか。また、特にその他の重要事項と申しますと、市民からはよくハードの面の体育施設の充実といったことが聞かれるのでありますが、そのようなことも市長のほうで諮問するようなこともあるのでしょうか。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 審議会のほうから問題提起をして議論を進めることがあるのかというこ

とでございますが、現在の段階では、この条例の中では市長の諮問に対して審議を行うというような内容になってございます。将来的な話、仮定の話というのはできないわけでございますけれども、例えばさまざまなハードについての計画物等が今後できる可能性がございますけれども、場合によってはそういうもの等についても市長のほうから諮問される可能性もないとは言えませんので、適時適宜対応して審議していただくということになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、8番佐賀英生議員。

○8番（佐賀英生） 私は、3条、4条に係る部分でちょっとお尋ね、そしてお願いを申し上げたいところなのですが、今のこの条例に限らず、審議会のメンバー構成というところについてをちょっとお伺いしたいと思います。

審議会、よく学識経験者というわかりやすいようにわかりにくいような文言でいつも処理されるわけですが、市長、どうでしょう、比較的若い人、年齢層を幅広くその審議委員に取り入れていただきたいと思っているのですが、そのところはいかがでしょうか。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 確かに佐賀議員のおっしゃるとおりでございますが、私どもその辺のところは思いを同じくしてございます。

この審議会の委員は、条例で規定してございますが、スポーツ関係の学識経験を有する者、そしてスポーツ団体を代表する者、関係行政機関の職員、そして市長が適当であると認める者としております。それぞれの選考に当たっては、当然ながら幅広く人選をしてみたいわけでございますが、議員のお話いただいています年齢につきま

しても、十分その中で組み入れてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで佐賀英生議員の質疑を終わります。

次に、6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） ただいまの佐賀議員の質疑と関連をしますが、この条例の中で、この審議委員が10名というようなことになっているわけですが、この10名の内訳が第1号から第4号まで掲載されております。それぞれの各号の人数について、例えば学識経験者は何人、スポーツ関係者は何人とか、こういう人数を10名の中でどのような割り振りというか、考えているのか。選考方法も含めてお知らせを願いたい。

2つ目は、関連するわけではありますが、第4条第1項の第2号によりますと、スポーツ団体という表現をしています、スポーツ団体の代表と。法律の趣旨からしますと、私なりに理解するのは、スポーツ少年団の代表かなと、このような想定をするわけではありますが、そのような理解でいいかどうか、あわせてお聞きをしたいと思えます。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） お答えいたします。

スポーツ振興審議会条例第4条では、スポーツに関する学識経験を有する者、スポーツ関係団体を代表する者、関係行政機関の職員、市長が適当であると認める者としてございます。それぞれの人数につきましては、これは偏ることのないように人選的にも幅広く検討してまいりたいわけですが、今後はスポーツ推進計画の審議に合わせて、これは幅広く検討をしてみたいということでございますが、現段階で人数が何人ということ、まだ差し控えさせていただきたいと思えます。今後詰めてまいりたいと思えます。

また、委員の選考方法でございますけれども、

これは各団体からの、これは各スポーツ団体を含めた各種団体がございませけれども、推薦等での選考を考えております。

次に、第4条第1項第2号、ここで規定するスポーツ団体を代表する者、これにつきましては、スポーツ少年団という単体の団体を示すものではございません。これは、幅広く各種スポーツ団体が市内にはございませけれども、その団体から人選を考えているというようなことでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 10名の委員については、それぞれの各号の人数区分というか、これについては今後検討というようなことでありますが、いずれにしても私なりに理解するのは、この10名のそれぞれの各項目に対する人数という部分については、何らかの形で規定しておく必要があるのではないかと、このような考えを持つわけですが、例えば要綱の中で規定をすとか、そういう点について今後具体的な条例にかかわる実施段階までの間の中で、そのようなことを考えているのか、再度お聞きをしたいと思っております。

それぞれの団体からの推薦というようなことであるわけですが、その中で具体的なスポーツ団体の代表という部分については特定をしないという、こういうふうなことでありますが、私なりにこの部分についてもスポーツの推進を図っていくとすれば、例えば先ほど言いましたが、スポーツ少年団、野球、バスケットとかいろんなことを、それをまた振興していくのにどうしていくのか、運営をどうしていくのかということで、いろいろその団体が協議をし、実践をしてきているわけがあります。そういう中での意見という部分が、この審議会の中に反映していくことがよりベターではないかというようなことで私なりに考えるわけですが、例えば特定のスポーツの団体と

いうことになると、その部分だけというようなことで、法律の趣旨からしますと、青少年のスポーツの振興ということがこの中に、法律の中にうたっておりますから、そういう面で行くと、私は意見であります。スポーツ少年団というのがよりベターな団体なのかなというようなことで理解するわけですが、再度説明をお願いしたいと思っております。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 2点ほどお尋ねがございましたが、2点とも答弁に集約されるわけでございますけれども、審議会のそれぞれの代表、人数を例規で規定するべきではないかというようなことでございますけれども、これはあくまでも今後のスポーツ業界、市内のスポーツの社会的繁栄というのは刻々変化するわけでございます。ある意味では、その人数を固定してしまうということ自体が弾力性に欠ける場合もございますので、それは市長の専権事項としてございませけれども、それをさらに弾力的に進める意味では、その人数を固定してしまうことが逆の結果を生むことになるのではないかと。そのことによって、一部のスポーツ団体のみにスポットが注がれるとか、そういうことになったら困りますので、この審議会のメンバーにつきましては、あくまでも弾力性、柔軟性というものが必要になってくるのではないかとこのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 今の部長の説明、この部分については、それぞれ学識経験者は何人とか、スポーツ団体は何人、私は部長が言っている部分については否定はしないのですが、そこは第4号の中で、前3号以外の部分については4号の中で、市長が適当であると認める者と、こういうようなことでもうたっているわけですから、そう

というような部分で、ここは、第3号までの部分については、ある程度やっぱり幅広い意見を審議会の中に反映していくというスタンスからしますと、ある程度人数の区分という部分については今後の中で検討していただきたいという要望をして終わりたいと思います。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第3号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第4号

○議長（山本留義） 次は、日程第4 議案第4号 むつ市外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第4号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第5号

○議長（山本留義） 次は、日程第5 議案第5号 むつ市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第5号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第6号

○議長（山本留義） 次は、日程第6 議案第6号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。20番佐々木隆徳議員。

○20番（佐々木隆徳） 脇野沢地区の3公民館の閉館について質疑させていただきます。

統合によりまして閉校となりました3小学校が地区公民館として現在に至っているわけですが、閉館後の3校について、現在倉庫として使用している校舎もあるやに伺っておりますけれども、今後どのような形となるのか伺います。

それから、市内には統合によりましてかなりの数の閉校となった校舎があると伺っておりますが、何校、具体的に通告してありませんので、どのぐらいの数があるのか、また今後それらについてどのような方向づけとなるのか、その点についても伺います。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 佐々木隆徳議員の2点ほどのお尋ねにお答えいたします。

まず1点目の今回ご提案申し上げました地区公民館の閉館について今後どのような利用をされるのかという部分でございましてけれども、この3館、まず小沢地区館については、校舎、体育館とも教

育委員会の倉庫として活用する、また活用しているという状況でございます。滝山地区館については、この校舎、体育館とも脇野沢庁舎の倉庫として活用することになります。九艘泊地区館については、これまでもそうございましたけれども、脇野沢地区の文化財収蔵庫として使わせていただくというふうにしてございます。

2点目の市内の閉校になった学校でございますけれども、現在17校となっていて、そのうち一部については活用してございますけれども、ほとんどは利用されていないという状況でございます。

○議長（山本留義） 20番。

○20番（佐々木隆徳） 17校と言えばかなりあるのですけれども、見た目で見たいの、古いの、一目でわかるような形となろうかと思っておりますけれども、今後はもちろん予算の関係もあろうかと思っておりますけれども、解体する方向でいかざるを得ないと思うのですけれども、その点について伺います。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 閉校になった校舎の部分でございますけれども、やはり校舎そのものがどんどん老朽化するという状況でございますし、先ほど答弁申し上げたとおり、ほとんどが利活用されていない、またはできない状況ということでございます。ですので、今後は解体する方向では考えてございます。今年度は、中野沢小学校の校舎の分については解体を進めたというようなことでございますので、今後計画に基づきまして解体にらせていただきたいと思いますと思っております。

○議長（山本留義） 20番。

○20番（佐々木隆徳） 最後に1点、耐用年数は過ぎても比較的新しい校舎もあろうかと思っております。特に脇野沢地区の場合は、体育館等が比較的新しい時期に建設されたという流れもありますので、万が一地区からの例えば使用等があった場合の対

応というのはどうなるか、その点について伺って終わります。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 先ほどの答弁の中で説明が不足しておりましたけれども、当然利活用している部分もございます。新しい学校といたしますか、まだまだ使える学校については利活用もしていくこととなります。

また、解体の計画に当たりましては、当然地域とかから何らかのご意見を伺うという形、それで利活用または存続ということがありましたら、それを参酌いたしまして、教育委員会としても協議を重ねていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（山本留義） これで佐々木隆徳議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第6号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第7号

○議長（山本留義） 次は、日程第7 議案第7号 むつ市立図書館設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第7号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、

総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第8号

○議長（山本留義） 次は、日程第8 議案第8号 むつ市下北自然の家条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） この議案は、下北自然の家の管理運営を指定管理制度にするというふうな議案と、あわせてその使用料、使用時間を改正または訂正するということであります。料金、使用時間については別に疑義はないものの、下北自然の家を指定管理者制度にするということに何点か質疑をさせていただきます。

まず、この下北自然の家が指定管理になることのメリットをお知らせ願いたいと思います。

また、この施設は現在生涯学習や自然体験型の社会教育プログラムによって大変好評と聞いておりますが、このプログラムを担当しているのが県教育委員会から派遣されている教員2名であります。そこで、この施設に指定管理者制度を導入した場合に、この生涯学習や社会教育などの指導や助言はだれが行うのかお知らせ願いたいと思います。

3点目は、メリットと少しかぶるところがあるかもわかりませんが、現在むつ市教育振興会がこの施設の管理業務を委託されておりますが、むつ市教育振興会への業務委託と、むつ市教育振興会が指定管理者となった場合、何が変わるのかお知らせください。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 齊藤議員の3点ほどのお尋ねにお答えいたします。

まず1点目の下北自然の家が指定管理になるこ

とのメリットは何かについてでございます。下北自然の家は、平成20年度に青森県から移譲を受け、4年にわたり運営してございます。現在の運営体制は、事務部門と研修部門は一部の補助的業務を除き直営で行ってございます。施設の管理及び食堂の運営については、業務委託により実施してございます。しかし、運営の根幹をなす研修部門に当たりましては、自然体験学習に専門的な知識を必要とし、長期的な視野に立った継続的な人材育成が必要であります。これを一般行政職等を配置し直営で行うには、3年から5年の間に異動が伴うなどの人事管理面から非常に困難が生じることとなります。さらに、活動プログラムの実施上の安全面を考慮いたしまして、一部のプログラムにおいては組織的、計画的な人員配置が効率的に行える体制が必要となってございます。

また、下北自然の家では直営職員と委託業務職員が混在して業務に当たってございまして、相互の連携が必要にもかかわらず、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律によりまして、業務委託職員は直営職員の指揮命令系統に含めることができません。独自の指揮命令系統での業務実施となることから、相互の連携に支障が生じる等の問題点が上げられます。これらを解消するには、民間活力を導入しまして一体的な管理運営を行うことにより、活動プログラムに応じた効率的な人員配置を行えるほか、専門的な知識の継続的な習得に組織を挙げて取り組むことが可能となり、ひいては下北自然の家の施設機能の向上に資するとともに、管理運営経費の縮減に貢献するものと考えられることがメリットでございます。

次に、生涯学習や社会教育などの指導や助言についてでございますけれども、指定管理者制度を導入した場合については、集団宿泊生活、野外活動、自然観察等の指導、助言は指定管理者が行う

こととなります。現在もそのような対応をしていますが、例えば昆虫採集、標本づくりなどの専門的な知識を必要とするものについては、外部からの講師を招聘し対応することとなるものと考えております。

3点目の業務委託と指定管理についてのお尋ねにお答えいたします。業務委託については、その請負の範囲内で責任を有することとなりますが、指定管理者になりますと、行政処分の一部の権限も有することになり、すべての施設運営について自己の権限と責任において市にかかわって行うこととなります。この意味におきましては、指定管理者の運営方針によっていかようにも施設の機能向上、利用拡大等の施策が実施できるということになります。業務委託については、先ほどのご説明のとおり、委託の部分においてだけ業務を行うこととなりますので、その辺が大分違ってくるのかなと思っております。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 青森県が下北少年自然の家を廃止すると提案してから、市長はせっかくの社会教育の施設なので存続させたいということでありまして、当然私もそれに賛同して今の形になっております。今の部長の話でいくと、経費の節減からというふうなことの要素もあるといいながら、やはり生涯学習とか社会教育の比重が高いというふうな答えをしておりました。であれば、果たして指定管理者制度を導入していい施設なのかというふうな検討をもう少し時間をかけてすべきだと私は思っています。

そこで1つだけ再質問させていただくと、現在学校の先生2名、しかも社会教育主事という特別の免許を持った方がお手伝いをされていると聞いておりますが、学校の先生たちが引き揚げた後、その管理委託する会社の方に社会教育主事の免許を持った方がいないとダメなのかどうか。い

ないとダメだというふうになると、その免許はどういうふうにして取得させ、そして運営に当たらせるのか、お考えをお聞かせください。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 社会教育主事等の資格の部分でございます。これが指定管理になった場合どうなるのかという部分でございますけれども、今考えていることについては、社会教育主事の部分については、非常に人材を確保するのが難しいのではないかと考えてございます。これについては、今齊藤議員お尋ねのとおり、県からの派遣を3年していただきました。今般同じ県の職員でございますけれども、市の任用がえという部分において2名を任用してございまして、これが平成24年度は1名、平成25年度はなくなるという部分において、県との申し合わせができていますこととなります。ですので、この部分については急を要する部分がございます。しかしながら、これを指定管理者においても民間に求めるということについては、県の派遣の難しさ、やはりそういうふうな資格を持った人をなかなか県においても確保できていないという部分が一つの理由かなという部分は聞いてございます。それを踏まえまして、民間でもそのような資格を持った方というのをすぐ求めるのは難しいかなと思いますので、やはり今、例えばですけども、レクリエーションとか、それから野営の指導員、インストラクター的なという部分に、そういうふうなところについて専門的な民間の方、この下北自然の家の活動プログラムがございまして、それに応じたものができる方を、その資格といいますか、指定管理者の人材の部分においては取り込みたいというふうに考えてございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 繰り返しますが、この下北自然の家については、やはり行政がもっと深くかか

わっていくべきだと思います。確かに経費節減の折、建物の維持管理は指定管理という形でもいいかもわかりません。しかしながら、重要なのは相手が人ということで、やはりそう簡単に経費節減だからというふうな理由だけで方向性を決めるのはいかなものかというふうなこともありまして、もうちょっと時間をかけたらいいのではないかと、体制が整うまでもう少しいろんな議論をしたほうがいいのではないかとというふうなことを私は考えていますが、教育委員会はどのようなふうにお考えなのかお知らせ願います。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 先ほどの答弁と重複いたしますけれども、やはり今現在人材を育成する部分においては非常に苦慮しているという部分がございます。そのうえでその指定管理というのを盛り込んだ条例といたしました。

今後その条例案が御議決いただいたうえにおいては、まず指定管理に当たっての、内部でございましてけれども、検討会をつくります。その検討会では、この施設が指定管理をするものであるかどうかというふうなものも含めた形の検討をしていきたいと思っております。その部分において、十分な検討を重ねたうえにおいて、議員がおっしゃる時間をかけた十分な検討を加えた形の中で進めてまいりたいなと思っております。

○議長（山本留義） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） 3点にわたってお尋ねいたします。

1つは、全体的には使用料の関係であります、条文を見る中で、私なりに理解をしたのは、宿泊室及びリーダー室の使用料であります、従来は市内の未就学児から高校生までが無料でありました。それが今回の改正によって施設及び学校行事

での利用以外は有料にするという、このようなことで使用料についても規定をしているわけであり、この理由について、私の理解が、条例の改正の理解がそのようなことでいいのかも含めて、有料にするというふうなことの理由をお知らせ願いたい。

2つ目は、関連するわけでありませんが、プレーホールの使用料、これについては従来は貸し切りでの使用の場合のみが有料であって、研修室の使用料は無料であったわけでありましたが、この条例改正によって今後は施設及び学校行事での利用以外は使用事由にかかわらず有料にすると、このようなことで理解をするわけであり、これについても理由をお聞きしたい。

関連するわけでありませんが、別表第2項で「市内の学校等が在学者等学習活動に使用する場合は、無料とする」というようなことで、この備考の中でうたっているわけであり、学校等という、この等というのはどのような団体なり組織を指しているのか、あわせてお聞きをしたいと思います。

以上です。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 目時議員の3点のお尋ねにお答えいたします。

まず1点目の下北自然の家の使用料についてのお尋ねにお答えいたします。下北自然の家の当初の料金設定の考え方については、市が運営することとなることから、宿泊室の利用については市内、市外の区分を設けて、市内の小・中・高校生については無料とし、市外の小・中・高校生と一般についてはある程度の負担をお願いするということとしておりました。

また、研修室等の利用については、プレーホールの使用のみ料金を設定したものでありますが、県から移譲を受けて4年を経過することとなり、

使用実態に応じた使用料の設定が必要との判断から、今回改定をお願いするということになったものでございます。

これまでの料金設定で不都合を生じておりましたのは、市外、市の外に居住しながら、市内、むつ市内の小・中・高等学校に通学している者の取り扱いがありました。同じ学校行事にありまして、厳密に言うと、無料と有料が存在するということになります。また、引率教師についても有料となります。また、サークル、各種団体の利用については、市内のみならずむつ市を含む郡内を対象としたものが多く存在してございまして、市内と市外の区別が難しいという問題が生じておりました。これらのことから、今回の改定に当たりましては、市内の学校、幼稚園、保育所に在学している、また入所している者を対象とした野外活動、体育、レクリエーション、自然観察その他の自然に親しむ学習活動に使用する場合は、宿泊室及び研修室等の使用料を無料としまして、そのほかの者については、実際の使用に伴う電気料、暖房料等の実費分を負担していただくということにしたものでございます。

2点目の研修室の使用料についてでございますけれども、市外の小・中・高等学校、その他の団体が使用しても無料となっております。その費用をむつ市民が負担するという状況になることから、新たに使用料を設けることとしたものであります。

なお、サークル、各種団体の利用については、先ほど申し上げたとおり、市内、市外の区分が難しいという問題がありますので、学校等が体験学習に使用する以外は電気料、暖房料の実費分を負担していただくこととしたものでございます。

3点目の別表第2項の学校等の等とは何を指すのかということでございますけれども、別表第1項の備考1に略称規定を設けてありまして、学校

教育法第1条に規定する学校及び児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設が該当します。

具体的には、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園、保育所及び児童館ということになっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 今の部長の説明で私疑問に思うのは、各種団体なり学校以外のところが、市内の団体なのか、市外なのか確定が困難だと。違いますか。有料ということで理解をするわけですが、例えばこれまでの使用実績の中であろうかと思いますが、一つの例ですが、町内の子ども会の組織がある。例えば何々町内子ども会が親も引率をしながら宿泊していろんな体験をしていく。こういうような場合に、従来は無料なのです。今回の条例の改正によると、私の理解ですと、学校以外の団体でありますから有料と、このようなことで理解をするわけですが、仮にそういう条例の中身だとすれば、私はこの指定管理を導入するに当たっての条例の制定ということの大きな形の中でいくと、使用料についても、これは利用者の負担が増していくと、こういうふうなことに若干疑義を持つのですが、私はそういう意味で、使用料については従来の実態に即して、これは条例を制定するのが至当ではないかと、このような認識をするのですが、その点について再度お聞きをしたいと思います。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 目時議員のお尋ね、市内、市外のとらえ方の部分でございますけれども、私の説明では、市内の学校に在学する児童・生徒が、実を言いますと他管から、むつ市外から在籍している生徒がいるという部分です。現在の条例によりますと、この市外の子供たちまたは引率教師については有料となります。その部分において、な

かなか確認といたしますか、申請に当たって全員の住所といたしますか、所在地といたしますか、そういうところを提出といたしますか、その申請に当たって、その審査のうえで、この部分は無料、この部分は有料というふうなふぐあいといたしますか、そういうようなものが出てきているということから、今回市外の児童・生徒に関しては、その市内の学校というくりにして、決してそこにおいて不平等が生じないような形にしております。ただし、サークル等に関しては、同じような形でございますけれども、やはり市外の方も入っていると。例えばむつ市の団体であっても、中には、育成団体においては市外の方、市外の子供たちも入っている、または引率の親御さん等も入ってきているという部分の実態もございまして、市の施設なので、使用料については、やはり市内の方の使う部分については原則無料、市外の方については有料という考え方をもち込んだというところでございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 今部長の説明で、理解できたような理解できないような。端的に聞きますが、先ほど言った例の市内の何々町内の子ども会が利用をしたという場合には有料になるのですか、無料ですか。私は、従来は無料だと。このことが、この条例改正については有料になるという理解をするのですが。

それで意見ですが、3回目ですから、その改正案が有料だとすれば、それは前に戻して無料で負担をかけないという、そういうふうにするべきだということで申し上げているのですが、再度お願いします。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 今の子ども会の部分について、今条例を提案している部分については、今後電気料、暖房料に関しては使用料としていただ

くということになるということでございます。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） 今下北自然の家の指定管理について議論しているところですけども、昨年の3月11日、この下北自然の家、避難所として大きな役割を果たしてくれました。赤川、木野部地域、そして一部通行どめになり、周辺の町村の皆さんも下北自然の家に避難されましたので、直営で運営するか、指定管理になるかはこれからの議論になりますけれども、どちらにいたしましても、避難所としての機能をきちんと維持していただくようお願いしたいと思います。ご答弁お願いします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 下北自然の家の避難所として機能をきちんとしていただきたいというようなことでございます。議員おっしゃるとおり、3.11のときには、大分市民の方が行ったというようなことで、その辺の部分につきましてはきちんと対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第8号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第9号

○議長（山本留義） 次は、日程第9 議案第9号

むつ市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、15番中村正志議員。

○15番（中村正志） このたびの改正は、増額の改定ということでございますが、今後3年間の介護給付費の伸びを見込んでの保険料率の改正だとは思っておりますが、この見込んだ額について、今後の利用者の増加でありますとか、高齢化率の上昇でありますとか、要介護度の上昇でありますとか、また施設基盤の整備などそれぞれあると思うのですが、それぞれをどの程度見込んでの今回の改定なのかお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 中村議員のお尋ねにお答えします。

議員ご指摘のとおり、保険料率の改正につきましては、今後3年間の介護保険料の伸びを見込んで本定例会にご提案いたしました。

まず、保険料率の改定に当たりましては、平成24年度から平成26年度までの3年間の介護給付費に第1号被保険者、いわゆる65歳以上ですが、の負担分である法定の21%を掛けまして、各年度の所得段階別保険料を割り出しております。

次に、利用者の増加につきましては、施設の基盤整備や認定者数の増加等を考慮し、各種サービスごとに給付費を見込んでおります。

また、高齢化率につきましては、平成23年12月28日現在の数字でございますが、24.68%となっております。

一方、認定者数が増加し、重度化も加速していることから、これまでの構成比、伸び率などを用いた結果、平成24年度は3,344名、平成25年度は3,407名、平成26年度は3,628名と推計いたしております。

また、施設基盤整備につきましては、特別養護老人ホームが36床、定員29名以下の小規模特別養護老人ホームが38床で、短期入所生活介護、いわゆるショートステイが16床の合計90床分の整備を予定しております。したがって、以上ご説明いたしましたさまざまなデータを総合的に勘案いたしまして、今回の介護保険料率の改正に至ったものであります。

結果的には、第5期介護保険料率の基準月額額は5,800円となり、平成23年度の介護保険料率の基準額5,100円と比較いたしますと、率にして13.7%の上昇となったものであります。

また、今回の介護保険料の引き上げの要因につきましては、第1号被保険者の負担率が20%から21%へと1%上昇したこと、また前段でもご説明いたしました90床分の基盤整備、さらには過去5年間の給付費の自然増5%と平成24年度介護報酬の改定に伴う1.2%の改定率とその要因として挙げられます。

その一方で、介護保険料を抑制するために平成12年度から平成20年度まで、市から県へ拠出してきた原資の一部でもあります青森県介護保険財政安定化基金特例交付金約3,000万円の交付を受けるとともに、むつ市としても介護保険財政調整基金の最終残高と見込まれる約6,000万円を全額取り崩すなど、一定の抑制措置を講じております。

いずれにいたしましても、介護給付がふえますと、介護保険料に反映するという現行の介護保険制度のルールにおいて最善を尽くした結果でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 今の説明は理解する点がありますが、サービスの内容等が充実しているということは、これは非常にいいことだと思うのですが、この議案で聞くことなのかどうか、ちょっと私今悩んでいますけれども、この介護保険導入時の理

念といいますか、目的からだんだんとずれてきているような気がしております。導入時は医療費の削減でありますとか、要介護度が上がっていかないためにこれやるのだよというふうなことがあったと思うのですが、現状がそれに即していないというふうな気がしております。これをここで聞けるのかどうかはわかりませんが、どうなのでしょう、市長に聞いてお答えできるのかわかりませんが、この導入時の理念から大分離れてきている面があるということと、どんどん改定のたびに負担がふえていくということ、これは市民にとって非常に負担で大変なことだと思うのですが、聞き方が難しいのですが、このことにつきまして、今後介護保険制度を運営していく市として何か対策といいたいでしょうか、考えがありましたら一言お話を聞きたいと思えます。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） この介護保険制度導入時の理念というふうなことといささか変わってきているのではないかとというふうな全体的なお尋ねでございますけれども、今回5,100円から5,800円というふうな、率にいたしまして、この部分では13.7%というふうな上昇、この上昇を極力抑えるべく努力をいたしたところであります。つまり財調が6,000万円、これを幾らかでも残したいと、今後どういうふうな形でその施設の整備、この部分があるわけでございますので、そういうふうなことも考えながら、何とか残そうではないかというふうなまずスタートから、そしてできるだけ極力これを、保険料を抑えようというふうな基本的なスタンスの中で、この部分で我々は検討し、また審議会のほうにもご審議をいただいた結果であるわけでございます。

この介護保険制度、自分のことになりますけれども、非常にこの部分においては、もしこの介護保険制度がなかりせばというふうなこと、こうい

うふうなところで、サービスの部分で、私の経験からいたしますと、非常に助かったなというふうな、助けていただいた、そういうふうな制度であるというふうな認識は持っております。しかしながら、この部分で導入の際には、この制度は走りながら考えていこうというふうな、何かそういうふうな考え方があったみたいでございまして、その中で介護者数がどんどん、どんどんふえてくると。それを施設にゆだねるというふうな考え、それではどんどん、どんどん介護保険料が高くなっていくから、それを抑えるために、また国では今度は在宅のほうにというふうな、そういうふうな動きになっている。そういうふうな中で、まだまだこれからこの介護保険制度というのはもっともっと介護を受ける方々の人数がふえてくるわけでございますので、この部分の負担を自治体のほうに任せて、それぞれ格差があるわけですから、そういうふうな形の中で進めていっていいのかというふうな国民的な議論が、これはなされていかなければいけないのではないかなと、私はそういうふうな思います。

そういう意味からして、極力現在の基準額であります5,100円から抑えたいと。5,100円から5,800円、上昇が13.7%でありますけれども、その部分は極力抑えたい。しかしながら、財調が6,000万円、これも何とか持ちこたえたいというふうな思いがしましたけれども、取り崩さざるを得なかったと。

では、仮に他の自治体で行っております県の財政安定化基金からの借り入れ、そういうふうなことをして抑えるというふうな手法もありましょうけれども、それはまた次の期のときに負担として押し寄せてくると。こういうふうなところを非常にさまざまな方面から検討を重ねた結果、このような形で上程をさせていただいたというふうなこと。この介護保険制度について、国民的な議論、

これをやはりしていかなければいけないと、こういうふうに思いますけれども、その中でこの介護保険制度の中で、私は自らの母親を介護してもらう場面では、さまざまな部分でこんなに行き届いたサービスが受けられるのかというふうなことを、その制度に対しては感謝をしているというふうなことも申し添えさせていただきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） これでは中村正志議員の質疑を終わります。

次に、3番工藤孝夫議員。

○3番（工藤孝夫） 重複する部分は除いて、何点かについてお尋ねいたします。

まず1点は、改定率はわかりました。対象人数と総額について、改めてお聞きいたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） お答えいたします。

対象となります第1号被保険者については、平成24年度が1万6,185名、平成25年度が1万6,489名、平成26年度が1万7,046名と見込んでおります。

また、保険給付費と地域支援事業費を合わせた3年間の給付総額は163億4,947万7,545円と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 議案第30号のほうでも出てくるのですけれども、ついででありますので、お尋ねいたします。

この介護保険料の減免制度については、私どもたびたび提言もし、指摘もしてきたところでありますけれども、この減免の内容では低所得者、あるいは無年金者というのは余り救われないのです。これまでもお願いしてきたところでありますけれども、この減免内容の中に市長が特に認めるときということで1項目入れるべきだと私どもは

思っておりますけれども、これについて市長の所見をお尋ねいたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） お答えいたします。

市長が特に認める者を1項設けるべきではないかというお尋ねの趣旨かと思っておりますけれども、法的に見ますと、いわゆる上乗せ条例、横出し条例というふうなことになりますが、実はそれを行使してしまえば、いわゆる一般の市民生活のサービスの低下が懸念されるという場面も想定されます。ましてやことしのように豪雪になりますと、その部分で予算を投資しなければならないという場面もございます。

またもう一つは、先ほど市長からも若干触れましたが、例えば介護給付が不足して県の財政安定化基金から借入れをした場合、そのいわゆる今言った横出し条例、上乗せ条例の部分については借入れの対象外になるというふうな不利益な部分もございます。といいますのは、県の財政安定化基金というのは、県内の各自治体の構成市町村からの拠出でもって賄われておりますので、その部分でやはり特定の自治体の条例の部分についてだけ特化して貸し付けするというのは、やはり不公平感を生ずるという考え方もありますから、そういう意味での不利益もあるというふうなことです。あくまでも特別会計、いわゆる相互扶助の精神のもとで独立会計という意味合いもございますので、その部分で会計を適正に運営していくというのが筋かと思っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 県の財政安定化基金が出ましたので、あえてお尋ねいたしますけれども、国のほうでは財政安定化基金を取り崩していいという通達があったはずでありますけれども、それはどのような扱いになっておりますか。

それからまた、現在県のほうからこの財政安定化基金のほう、これは来ているのか来ていないのか、この点をお尋ねします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 先ほど中村議員のご質疑の中でも若干触れたかと思いますが、実は今回約3,000万円が県の介護保険財政安定化基金特例交付金という形で、平成24年度限りというふうな限定ですけれども、交付を受けております。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで工藤孝夫議員の質疑を終わります。

次に、6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） 先ほどの中村議員の質疑と重複しておりまして、内容について理解をしましたので、取り下げをいたします。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 私は今まで一般質問をしながら、この介護保険料は値上げをするべきでないというのを何度も主張してまいりましたが、このたびこういう値上げになって本当に残念であります。

そこで市長にお聞きしたいのですが、やっぱりこういう値上げを市民に負担をかけるということについて、まず市長はどういうふうにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

それと、私の知り合いで年金が一月1万5,000円、1年間にすると18万円、こういう方に対しても今回最低限が第1号、第2号になるのですか、3万600円が3万4,800円ということで4,200円の値上げを求めているのです。年金がたった18万円しかない人でも4,200円。こういう方の100円、200円、4,200円。100円でも大変な負担、

そういう収入の方に今回は4,200円も負担を求めていくということについても市長はどのように考えるのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど中村議員のご質疑にお答えをしたわけですが、できるだけ負担は何としてもふやしたくないというふうな基本線はお話をしたとおりでございます。しかしながら待機者等々の方々、これは施設を充実してくれというふうなことも横垣議員からもさまざまこれまでお話がございました。その部分においては、施設を充実、そして待機者をできるだけ少なくしていこうというふうなためには、やはりそれを資金の部分でどうしていくのかというふうなところ、こういうふうなところの狭間に立って非常に苦しんだ結果でございます。財調も残しておきたかった、しかしながら財調もこれ取り崩さざるを得ない、そういうふうな形。そしてまた県の介護保険財政安定化基金特例交付金、3,000万円来るというふうなことでございますけれども、平成24年度しかない、こういうふうな状況。非常に心苦しいというふうな気持ちは私は十分持っております。しかしながら何としてもこの部分では施設を充実していかなければいけない。90床プラスというふうなこと、それにもこたえて、要望がかなり強うございます。その部分についても対応していかなければいけない。そういうふうなところで、極力抑えたいというふうな形の中でこの結果になったということでご理解をいただきたいと、このように思います。

年金が18万円の方、この部分についてはどういうふうな減免措置があるのかというふうな部分、ちょっとその部分については、担当からお答えをさせます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 市長答弁に補足いた

します。

いわゆる無年金者や低所得者に対する救済対応ということでございますが、法的には災害とか著しい収入の減少等により生計を維持する方に事情が発生した場合につきましては、申請に基づき保険料の徴収猶予や減免を行うこととなっておりますし、また例えば生活保護の受給者の場合については、既に扶助費に加えまして介護保険料分が加算された、いわゆる公費でもって既に負担しておるといふ状況もございます。

また、利用料につきましては、段階に応じて1カ月の利用者負担額が限度額を超えた場合の高額介護サービス費の支給や食費、居住費の減額などの形で配慮をしておりますので、これらについても一層の周知、広報等を図りながら、一定の軽減措置を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 端的にちょっとお答えしてもらいたいのですが、先ほど具体的に出しました年金18万円の方が救われるのかどうかというのをまずはっきり答えてもらいたいと思います。今の説明だと、私は救われなかなと、何も減免だとか軽減してもらおうとか、そういうふうな対象にはならないなというふうに私は聞こえましたけれども、そここのところ、救われるのかどうかというのをまず最初にお聞きしたいと思います。

それと、市長にお聞きしたいのですが、先ほど工藤議員からも出しましたけれども、こういうふうに本当に収入の少ない方からでも3万4,800円、こういう金額を徴収する。18万円の年金の方は、もう残り14万幾らにしかならない。18万円できえも生活は成り立ちませんけれども。それからさらに3万4,800円取られるわけですから、私はぜひとも市長には、先ほど工藤議員のほうからも提案がありましたけれども、やっぱり市長が特に認め

る者という1項を設けて、こういう低所得者の方はそう数多くいるとは思われません。

実際大阪府の自治体はかなりの数、独自の減免制度をつくっているのですが、実際そういうふうな減免の対象になった方は、柏原市でもたった26人ぐらいしかなくて、年間で26万5,272円、こういう予算があれば可能なのです。あと池田市なんかは18人、20万8,574円というふうに、そう大きい予算が必要なわけではないのです。ですから、ぜひそういう1項を設けて、こういう年金18万円しかない方の救済を私はこれからやっぱり検討していかなければならないと思います。

これ以上もう介護保険料を引き上げしないというふうな予想であればいいけれども、流れだと、何かまだまだ上がっていくような雰囲気があります。もうこれ以上上がったら、年金18万円はそれこそ全部介護保険に取られるような時代になるかもしれません。そうなれば大変です。

ということですから、国のほうではそういう方は必ず生活保護にシフトするだろうという前提で何か組み立てているみたいですが、なかなかそうはいかないのです。やっぱり息子さんと一緒に暮らしているとか、そうなれば全然救われなのです。そういう方は生活保護に移行できませんから。ですから、ぜひともそういう方を救済するような市独自の軽減制度、これはやっぱり検討するべきだと思いますけれども、市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど工藤孝夫議員のご質疑に対しまして、担当部長からお話をいたしました。この部分については、利用料につきましては該当するサービスについて段階的に、1カ月の利用者負担額が限度額を超えた場合、高額介護サービス費の支給や食費、居住費の減額などの形で配慮しております。市としては、一定の軽減措置を講

じておるといふうなことで、仮にそういうふうな形で市のほうで、特に市長が認めるというふうな1項を設けろということでございますけれども、先ほど担当からご説明ありましたように、上乘せ条例、横出し条例というのですか、そういうふうな形になりますと、さまざまな部分で県の財政安定化基金、この部分で削られてくる部分、そういうふうな部分もあるわけでございます。

そしてまた、一自治体の判断では非常にそういう意味では公平性を欠くと。大阪府のほうの例を挙げられましたけれども、大阪府の柏原市とどこかの市がやっているからこっちもいいのではないかというふうなお話、これもそれは横垣議員の論理でございますけれども、当市といたしましては、これまでの制度をしっかりと維持をしていくという姿勢を持って続けていきたいと。

しかしながら、これは先ほどこれ以上上がらないのかというふうなご質問なのか、ご意見なのかよくわかりませんが、上げたくはないというふうな、今回もそうでございました。できるだけ抑えたいという基本線はあったわけでございます。しかしながら、待機者が120人、130人いると、そのご要望に対しては、やはりしっかりと施設のほうも充実していかなければいけない。施設を充実して、どんどん、どんどん施設を充実した結果、日本一のこの介護保険料というふうな場面もあるわけでございます。どちらをとるのでしょうか。施設を充実させろという声も横垣議員からは聞いた記憶がございます。一方では、その部分では介護保険料を上げざるを得なくなってくる。そういうふうな狭間の中で、極力この部分においては抑えたいというふうな気持ちの中で、そういうふうな形で進めてきたということをご理解いただきたいと、このように思います。

（「部長、18万円は救われるのかどうか」の声あり）

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 実は、第1段階の方は、今回の試算では4.9%ぐらいの方がおられます。実際にそのうちの3割の方が大体被保護者、いわゆる生活保護受給者というふうに想定しておりますし、現実的にも大体3割の方が生活保護を既に受給しております。したがって、横垣議員がおっしゃった18万円云々というふうな所得の状況の方につきましては、当然福祉的に生活保護受給者と、いわゆるグレーゾーンの部分というふうなことになりますので、福祉的なトータルサポートの中で種々相談に応じて対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 一応市長のほうもなるべく引き上げをしたくないという思いはわかりました。やはりこういう形で、この制度自体が大変矛盾がある制度だというのは市長も先ほどおっしゃいました。本当にその点ではこの制度、国のほうで根本的に国の負担をもっとふやして、それこそ被保険者の負担を少なくするような施策をやっぱり求めざるを得ない。そういう意味では、市長のほうも国に対してそういう声をもっと大きく上げてくれることをまず要望しながら、そういう点できちんと国のほうに物を申していってもらえるかどうか。これは大変なのです、負担するほうは。そういう点で市長の考え方を最後お聞きしてみたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） それが今国会、そしてまた報道等をにぎわしている一体改革、消費税云々と一体改革というふうなことになってくるのではないかと、こういうふうに思います。この部分については、十分これからの推移を見守って、できるだけ国民は負担を、私自身も一国民として負担

は少なくしていただきたい、税も軽減していただきたい。しかしながら、どんどん、どんどんこれからさまざまな部分で、みんなで今は肩車方式というのですか、こういうふうな介護保険もひっくるめてさまざまな社会保険、前は数人で、みんなが高齢者の方々を支えていた、介護の方々を支えていた。それが今大体2人から3人ぐらいで肩車で抱えていると。そして今後は、今度は1対1で支えていかなければいけない時代、こういうふうな時代が来る。そうすると、本当にそういうふうな意味での社会保障全体、そういうふうなものをしっかりと見据えた中で議論をしていかなければいけないと、こういうふうな部分は私も感じております。

○議長（山本留義） これでは横垣成年議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第10号

○議長（山本留義） 次は、日程第10 議案第10号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 今回桜木町西団地の廃止であります。この廃止後の建物の解体、あるいはその後の土地利用について、具体的な計画がありましたらお知らせを願いたいと思います。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） お尋ねにお答えいたしません。

桜木町西団地は、昭和40年度に木造平家建て6棟11戸、昭和46年度にブロックづくり2階建て4棟20戸、合計10棟31戸が建設されております。建物の老朽化に伴いまして、年々入居者が減少傾向にあったことから、平成18年度に策定いたしましたむつ市公営住宅ストック総合活用計画の中で桜木町西団地を用途廃止団地と位置づけており、国の地域住宅交付金事業を活用いたしまして、建物を解体撤去することといたしてございます。平成20年度から平成22年度までの3カ年で10棟すべてを解体撤去をしてございます。

また、土地に関しましては、国有財産を借地しておりましたので、建物の解体撤去に伴いまして、平成23年6月30日に国に返還してございます。ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これでは中村正志議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 今回改正する条例の中身を見ますと、これは入居できる最低限の資格を並べているのですが、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クという形で並べているのですが、ここでクという文章を読みますと、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者で規則で定めるもの」なんかも対象として市営住宅入居を認めるというふうなことが書いてありまして、やはりこういう方というのはいつ発生するかわからないし、またかなり緊急を要する方かなというふうに思いまして、こういう方がそういう場面にあった場合に市としてきちんと住める場所を提供できるむつ市であればいいなというふうな思いでちょっとお聞きしたいのですが、そういう方に対応できるような形で住宅を整備していく考えはないものかどうかということ

と、現在の入居状況を教えてもらいたいのですが、例えば今300の入居できる住宅があって、その中で何件入っていて、空きが何件あるとか、そういう現状を各地域ごとに、むつ、大畑、川内、脇野沢地区ごとにお知らせしてもらえればなと思います。

以上です。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） お尋ねにお答えいたします。

市営住宅は住宅に困窮する低額所得者に対しまして低廉な家賃で賃貸することを目的としております。そのため、市営住宅の入居募集につきましては、公募によることを原則とし、申込者多数の場合は公開抽せんにより入居者を決定してございます。これは、入居申し込みをされる方々には、それぞれ住宅に困窮する事情があり、特定の方を優先入居させることは非常に難しいためでございます。しかしながら、さまざまなケースを考慮し、緊急性を求められる申込者を優先的に入居させることも検討していかなければならないものと考えてございます。

また、市営住宅の入居状況についてでございますが、平成24年3月1日現在で入居可能戸数442戸のうち入居戸数は423戸、空き家戸数は19戸となっております。地区ごとには、むつ地区は入居可能戸数287戸、入居戸数278戸、空き家戸数9戸、川内地区は入居可能戸数97戸、入居戸数95戸、空き家戸数2戸、大畑地区は入居可能戸数31戸、入居戸数27戸、空き家戸数4戸、脇野沢地区は入居可能戸数27戸、入居戸数23戸、空き家戸数4戸でございます。なお、入居率は約96%でございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第10号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第11号

○議長（山本留義） 次は、日程第11 議案第11号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第11号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第12号

○議長（山本留義） 次は、日程第12 議案第12号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第12号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第13号

○議長（山本留義） 次は、日程第13 議案第13号
むつ市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。
これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第13号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第14号

○議長（山本留義） 次は、日程第14 議案第14号
むつ市消防団条例の一部を改正する条例を議題と
いたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、
順次発言を許可します。まず、15番中村
正志議員。

○15番（中村正志） 団員数の確保のための定年年
齢の引き上げの条例であります。この条例が制
定されたとしたら、今後5年間は定年による団員
の減少が一時的には食いとめられると思うのであ
りますが、その後は今の現状と同じになるのでは
ないかなというふうに考えております。やはり新
しい団員がふえないと同じことなのではないかな
と思いますので。

この団員の減少につきましては、いろいろな要
因があると考えられますが、私は定年年齢の引き
上げだけでは解決できないような問題であるとい
うふうに考えておりますが、この定年の引き上げ
のほかに施策等は考えられないものなのかお聞き
したいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） お答えいたします。

近年全国的に消防団員が減少して地域防災力の
弱体化が懸念されております。これは、本市にお
いても例外ではございませんで、平成23年4月1
日現在の消防団員数は1,052人ということで、5
年前の平成19年と比較いたしまして、37人の減少
となっております。

この減少の要因といたしましては、人口の減少、
高齢化、そしてサラリーマン化、また核家族化に
よる地域コミュニティの衰退、若い世代の入団
者減などさまざまな要因が指摘されております。
団員確保については、どこの自治体も苦慮してい
るようでございますが、市ではこれまで分団ごと
の弾力的な定数の運用などを図るとともに、事業
所の消防団活動への理解と協力に対して検証する
ことなどを目的といたしましたむつ市消防団協力
事業所表示制度を制定しているほか、入団を進め
るパンフレット等を配布するなどのPRをしてき
たところでございますけれども、依然として団員
の減少傾向にございます。

今後は、能力や事情に応じました特定の活動に
のみ参加する機能別消防団員制度の導入や女性消
防団員の拡大、消防職員の待遇改善、学校におけ
る防災教育の強化等についても検討してまいらな
ければならないものと考えております。

今般提案いたしました消防団員の定年年齢の引
き上げは、青森市や十和田市でも実施されてお
りまして、一定の効果を上げていますと伺ってお
りすけれども、議員おっしゃるとおり、当面の消防
団員の減少に歯どめをかけるためのものであり、
これだけで団員確保という問題は解決できるもの
ではございません。

消防団員の確保につきましては、今後とも消防
団と連携しながら取り組んでまいりたいと考えて
おりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 減少の要因につきましては、部長が答弁したとおりだと思っておりますが、またその後いろいろな機能別の団員とかというふうな提案がございました。そういうふうなことも取り入れていくのは有効だと思います。それに加えて、今後どうなのでしょう、例えば消防団、分団の新設、統合などといった再編のそういった見直しとか、また全体の定年の見直しとか、そういうふうなものも必要になってくるかと思うのですが、それらは今後の課題の中に含まれているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 消防団の新設と統合というようなことでございますけれども、確かに分団によりましては大分数が少ないところもございます。新設といいますか、統合という部分については今後検討してまいらなければならない課題だと認識しております。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、8番佐賀英生議員。

○8番（佐賀英生） 私も消防のところをお尋ねさせていただくわけですが、65歳まで上がるということは、まだまだ今の年代、65歳というのは大変体力、気力とも充実しておりますので、大変よろしいことかと思えます。

そこで、先ほど部長も答弁の中でおっしゃったのですが、これから5年間は多分何とかかなると思うのですけれども、今後において若い団員の方々がなかなかこれ大変だと。そこで市長も、その若い人たちの事業所に、毎年がいいのか、隔年がいいのか、3年に1回がいいのか、頻度は別といたしまして、手紙ですとか、あとは文書で、何とかその団員の方々が活躍しやすい環境、そしてその事業者の方が出しやすい環境ということを書き等々を出して啓蒙していただきたいと思うのです

が、そこら辺のところはいかがでしょうか。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） お答えいたします。

消防団員のサラリーマン化が進むに従いまして、災害時等の消防団員の活動環境が厳しくなっているということは十分承知しております。市では、消防団員の確保と消防団活動への理解と協力をいただくために従業員の消防団活動に配慮して、社会貢献として認められる事業所に対し、そのあかしとして表示票を交付いたします。また市消防団協力事業所表示制度を制定して、消防団員の活動環境の改善にも努めてきたところでございます。

この制度を始めるに当たりまして、消防団員が複数雇用されている事業所等に対し、制度の紹介にあわせまして、消防団に対する理解と協力をお願いするための文書を市長名でお渡ししてございます。消防団員の活動には、事業所のご理解、またご協力が不可欠でありますことから、今後とも機会あるごとにお願いをしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで佐賀英生議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。25番白井二郎議員。

○25番（白井二郎） この定数について質疑いたします。

ただいま中村議員、佐賀議員も言ったとおり、まずは5年間を延長するということは理解できます。でも両議員の言ったとおり、これはただの気休めといいますか、ただ延長しただけで何の手だてにもなっていないと私は感じています。

今まで消防団員は、その地区で、地区の方に声をかけて団員を募集しております。現在もそのように恐らく各分団はしていることと思います。ということは、今まで行政が一回も、私も消防団員

やっていますが、団員に対しまして、ちょっと団員がどのようになっているとかという声を今まで一回も聞いたこともございませんし、相談を受けたこともございません。やはり定数が減るということは、それだけ職業とかいろいろな家庭事情、先ほど部長が言ったとおり、多々あると思います。ただ、地区の団員が仲間として吸い上げるためには、地域を守るのだとか、そういう気概を消防団、地域の団員だけでなく行政自体がこの地域の若い者とか残っている方に植えつけなければならない。先ほど言いましたとおり、小学校、中学校、高校のときから植えつけなければならないと私は思っています。

そこでなのですが、今千何名の団員がいますが、それを維持するための定年延長にするのか、またこれを思い切って定数をもっと下げる考えがないのか、それがまず1点。

そして、定数を下げた場合のデメリットと申しますか、その辺を踏まえて今の定数を、千何名というのをただ守るために65歳にするのか、その辺のところを踏まえて、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） ただいまのお尋ねは、定数を下げる予定はないかというようなことでございます。現在定員4地区合わせまして1,255名、実定員が1,052名というようなことで、203名ほど定数には満たないというような状況にございます。しかしながら、定数を減らすというようなことにつきましては、いわゆる義勇消防団の力が落ちるというようなことでもございます。ぜひこの定数に近いような団員を確保していきたいと思っておりますが、先ほども申しましたように、高齢化、人口減少という中ではなかなか厳しいものかと思えます。しかしながら、現段階でその定数を下げるといようなことについては考えてござ

いません。

また、定数を下げた場合のデメリットというようなことでございますけれども、そういうことは考えてはおりませんけれども、当然地域の消防力、防災力が弱まるというようなことで、非常にその部分については危惧しているところでございます。

来年度の予算にも若干のせておりますけれども、その部分については自主防災組織の設立等によりまして、幾分かでもその地域の防災力を高めていければと思っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 25番。

○25番（白井二郎） 市長にお伺いしたいのですが、現在市役所の職員の中で何名ぐらいの方が消防団に入っていますでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 何人職員が消防団に加入しているかというふうなお尋ねでございますが、人数は今この場所ではなかなか把握できませんけれども、私の後ろのほうにもそれなりの消防分団の、分団長までいっているのかな、そういうふうな立場の者もおります。そういう意味では、しっかりと職員もまたさまざまな部分で消防団に加入をするようにというふうな話はしていきたいと思えます。

さまざまな今のお話のやりとりをお聞きしておりまして、市として、行政として、消防団員確保のために対策を講じていないというふうなお話、雰囲気でもございましたけれども、消防団員が今不足しているよというふうな形で、先ほどどなたかに答弁をいたしましたように、できるだけ会社、企業とのやりとり、それをお願いもしております。そして、その部分で120名を超える消防団員の方々を確保しております。それをもっとふやしていかなければいけない。そして、地域の防災力を高

めていくと。

そしてまた、先ほど担当部長からお話をしましたように、機能別の消防団員、こういうふうなものも考えていく時期に来たのではないかなと。例えばの話でございますけれども、現在の消防団員以外の方々に、若い人方で、例えばバイクをいつも持っていて、バイクに乗っている方、消防団バイク隊だとか、そういうふうな形で、ちょっと今浮かんだものがありますけれども、そういうふうな形で活動、またさまざまな部分で若い人たちの心をつかむようなPR、そういうふうなものも必要なのかなと、こういうふうな認識をしているところでございます。

○議長（山本留義） 25番。

○25番（白井二郎） この議員の中でも消防団員が多数いるわけなのですが、正直言って65歳の団員というのは大変きついわけです。幹部は現場でも指揮とかそういうのをすればよろしいのですが、団員となればホースを担いだり、いろいろ走ったりしなければならぬので、65歳ではちょっときついわけで、団員としてはちょっと高齢だと私は思っているのですが。

それはそれで結構なのですが、先ほど役所の方は何人いますかと聞いたのは、安定した生活して、安定した家があって、役所の職員が消防団には一番ふさわしいわけです。ですから、市長も先ほど答弁していますが、自分でも声をかけて消防団に入るようにしたいと言っていますが、ぜひ役所の職員の方にも消防団の大切さを十分お話しして、一人でも多くの職員の方の団員を多く入れますと、役所の職員は当然60歳以下ですから、団員になっても、60歳になっても、あと5年間団員としての資格がございまして、ぜひ市長には声を大きくして、消防団活動に、団員に対する確保のほうを職員のほうにもお願いしたいのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 職員の多くは、この場でのやりとりを聞いていると思いますので、この部分についてはかなりPRができたものと、このように思います。職員の皆さんも、ぜひ消防団活動に参加をお願いしたいと、マイクを通してお話をさせていただきました。

○議長（山本留義） これで白井二郎議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） 今消防団の人数がだんだん減ってきているということですが、関連してお尋ねいたします。

これからそうそうたる観閲式が5月に行われると思いますけれども、消防団に対して、今白井議員が職員の方ということをお話ししましたけれども、例えばこの消防団組織は日本で初めて全国組織化されたボランティア団体とお聞きしておりますので、企業の方が消防団員を輩出した場合、市の入札に参加するのに、例えばポイント制度等を設けるとかということにチャレンジとか起案したことはありますでしょうか。

○議長（山本留義） 濱田議員、これ今ちょっと議案以外なので、発言に気をつけながら。

市長。

○市長（宮下順一郎） ポイント制というふうなことでは、それなりに地域の中でそういうふうなボランティア活動をするというふうなことは、消防団なりほかの例えば道路の清掃だとか、そういうふうな形で企業が取り組むというふうなこと、この部分につきましては、企業の社会的地位、それから社会的ネームバリューと、こういうふうなものが増してくる、そういうふうな思っております。この部分について、それが加算されるのかどうかというのは検討をしたこともありません。お隣に座っている方も企業として道路清掃をしっかりとし

たりごみ拾いをしたりと、そういうふうな形の中で企業の社会的価値というふうなものが向上されてきていると、このように認識をしております。そうしますと企業全体が発展をしていくと。発展をしていくと、当然今指名を受けていないところでも指名と、こうなっていくものと想像しております。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第14号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

ここで昼食のため午後1時10分まで暫時休憩いたします。

午後 零時05分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議案第15号

○議長（山本留義） 次は、日程第15 議案第15号 むつ市肉牛特別導入事業基金条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第15号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、

産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第16号

○議長（山本留義） 次は、日程第16 議案第16号 むつ市大畑町水産物簡易加工処理施設条例及びむつ市大畑町水産物鮮度保持施設条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） この議案によりますと、大畑町水産物簡易加工処理施設及びむつ市大畑町水産物鮮度保持施設を大畑町漁業協同組合に経営移譲するというふうに書いてあるのですが、この経営移譲というのはどういう内容なのかをお聞きいたします。

それと、この施設を経営移譲ということは、施設、土地というのはどういう形になるのか。無償譲渡ということになるのかどうか。

そして、施設が老朽化した場合はどうなるのか。そのままにしておくのか、それとも何か市が補修したりするのかどうか、こういうことも含めて説明をお願いいたします。

○議長（山本留義） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長大畑庁舎産業建設課長（若松 通）

お尋ねにお答えいたします。お尋ねは3点かと思えます。

まず第1点目、経営移譲とはどういう内容かということでございますが、現在両施設は大畑町漁業協同組合に指定管理を行わせている施設であります。両施設は、平成7年度に国の沿岸漁業活性化構造改善事業により設置した施設であり、施設の性質上、効率的に管理運営を行うため大畑町漁業協同組合に経営を移譲するものであります。

2点目の施設、土地は無償譲渡かということでありますけれども、施設については議決後無償譲渡についての手続を進めたいと考えております。

土地については、漁港施設であることから、譲渡後大畑町漁業協同組合が下北地域県民局の下北地方漁港漁場整備事務所と施設占用契約を締結することになります。

それから、施設が老朽化した場合はどうなるのかと、市が改修するのかというようなお尋ねでございますけれども、現在毎年度指定管理者が収益の中から修繕のための積み立てをしておりますので、改修がある場合はそれらを利用して改修を行うものと思っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 今の答弁ですと、今現在指定管理をしているというのをそのまま漁協のほうに経営をしてもらうということですが、そういう意味では今現在のやり方とほとんど変わりなく進むと。ただ、指定管理だけでも、ほとんどむつ市の負担はなかったように記憶があるのですけれども、そういう意味ではむつ市には何もお金が出るということは全くなくて、そのままスムーズに経営形態が変わるといふふうに考えていいかどうか。それから、むつ市の負担はほとんどないということを確認したいと思います。

○議長（山本留義） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長大畑庁舎産業建設課長（若松 通）
この経営移譲によってのむつ市への負担はございません。先ほど申し上げました施設占用料についても、現在むつ市で払っておりますが、譲渡後は譲渡を受けた大畑町漁業協同組合で支払うというようなことであります。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） まず漁協への譲渡、無償譲渡

ということでまず安心いたしました。

もう一点確認しておきたいのは、これから漁協がさまざまな経営体制をしいていくと思いますけれども、制約は一切ないと考えてよろしいですか。

○議長（山本留義） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長大畑庁舎産業建設課長（若松 通）
お尋ねにお答えいたします。

この施設での制約はないかというようなお尋ねでございますけれども、やはり譲渡後も今の目的に沿って使っていただくと。この鮮度保持施設ですけれども、これは製氷施設でございますので、いわゆる氷をつくって販売をするというようなことで、その目的に沿った形で使っていただくということです。それから、加工処理施設についても加工場として使っていただくというような、そういう目的が外れない限りはある程度の範囲で使用していただくというようなことであります。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第16号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第17号

○議長（山本留義） 次は、日程第17 議案第17号 下北地域広域行政事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第17号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第18号

○議長（山本留義） 次は、日程第18 議案第18号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第18号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第19号

○議長（山本留義） 次は、日程第19 議案第19号 むつ市国土利用計画（第4次）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第19号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第20号

○議長（山本留義） 次は、日程第20 議案第20号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員に竹澤笑美子氏を推薦することについて議会の意見を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第20号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◇議案第21号

○議長（山本留義） 次は、日程第21 議案第21号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員に川村勝子氏を推薦することについて議会の意見を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第21号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◇議案第22号

○議長(山本留義) 次は、日程第22 議案第22号 平成23年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、12番齊藤孝昭議員。

○12番(齊藤孝昭) 議案第22号は、平成23年度の一般会計補正予算であります。ほとんどが決算見込みの補正になっておりますが、その中で2点ほど質疑させていただきます。

まず1点目は、当初の事業計画の中で16件の事業が実施できないということで、平成24年度へ繰越明許されることになりました。その主な理由をお知らせ願いたいと思います。

この事業については、平成23年度予算で議会が議決した事項でありますので、それなりの理由があると思っておりますので、よろしくお願いたします。

あわせて約1億2,000万円の起債を減額しておりますが、これは繰越明許費と連動するかもしれませんが、この減額した主な理由をお知らせください。

○議長(山本留義) 総務政策部長。

○総務政策部長(伊藤道郎) お答えいたします。

繰越明許する事業の主な理由を説明せよとのこと尋ねてございますけれども、補正予算書4ページから5ページにありますように、繰り越し事業が16ほどございますので、順次担当からご説明申し上げます。

私からは、2款総務費と9款消防費に係る3つの事業についてご説明いたします。

まず、総務管理費の地上デジタル放送難視対策事業についてでございますけれども、この事業は社団法人デジタル放送推進協会の助成金を利用して実施する事業でございます。

本年度事業につきましては、東日本大震災の影響により全国的におくれておまして、本年度当市で予定しております川内安部城地区、川内石倉地区、大畑赤川、木野部、佐助川地区の3地区の難視対策事業について、昨年末からことし1月末にかけて交付決定を受け、2月下旬に契約を終えたものでございます。このことから、本年度中の事業完了が事実上見込めないものであり繰り越しするものでございます。

次に、消防費の全国瞬時警報システム整備事業についてでございますが、この事業は国の平成23年度第3次補正の消防防災通信基盤整備費補助金を活用し、当該システムを川内、大畑及び脇野沢の3庁舎に設置するものでございます。この事業につきましては、本年2月8日に交付申請を行い、2月23日に国からの交付決定を受理したものと

でございます。当該事業は、全国を対象としたものでございまして、同じような時期に機器の発注が重なることなどから、本年度中の事業完了が極めて困難な状況にありますことから、繰り越し事業としているものでございます。

次に、同じく消防費の防災拠点施設整備事業についてでございますが、これは東日本大震災によって福島第一原子力発電所の事故などによりまして、オフサイトセンターが本来の機能を果たすことができなかつたことによって、国においてその立地基準の見直しを行っているところでございます。これによりまして、補助金が留保されまして、本体工事の今年度の着手が延期となっているところでございます。

しかしながら、既に完了しております防災拠点施設用地の造成工事につきましては、都市計画法による開発行為の許可並びに道路法第24条に基づく工事施行承認を受けての工事でございますことから、これらを完了させる必要がございます。開発行為の許可では、給水管の布設及び消防水利として屋外消火栓2基の設置、道路法第24条に基づく工事施工承認では、国道338号からの進入路取り付け工事及び排水路つけかえ工事でございます。オフサイトセンター本体工事に係る経費は減額するものの、これら工事に係る経費を確保し、平成24年度へ繰り越し事業としたものでございます。

私からは、以上でございます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 私からは、第3款民生費について、それぞれ3つの事業の繰り越し理由についてご説明いたします。

まず、日常生活用具給付事業でございます。これにつきましては、在宅の重度身体障害者に対して受注生産の点字タイプライターと視覚障害者用ポータブルレコーダーの給付を行う場合、発注か

ら納品まで約半年間ほどの期間を要し、今年度内の完了を見込めないことから翌年度へ繰り越しをするものでございます。

次に、むつ市介護基盤特別対策事業についてご説明いたします。この事業は、県の介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金を活用して整備する事業であります。社会福祉法人青森社会福祉振興団が整備いたします地域密着型介護福祉施設29床の新設について、平成24年1月時点におきまして、当該法人より東日本大震災の影響に伴い建築資材が高騰したことを受けまして、基本計画の繰り直しにやや時間を要したことなどから年度内の完工が見込まれない旨の報告があり、平成24年度へ繰り越しするものでございます。

次に、むつ市共生型サービス事業でございます。この事業は、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用して整備する事業ですが、実施主体でありますNPO法人むつ下北子育て支援ネットワークひろばが平成23年10月14日付で交付の内示を受け、平成23年度内の完成を見込んでおりましたが、当該法人より建築確認申請等に時間を要したこと、さらには今冬の豪雪の影響もあつたことから年度内の完成が見込まれない旨のご報告があり、備品購入費等300万円を除く施設整備費3,000万円を平成24年度へ繰り越しするものでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（中嶋達朗） 繰り越し明許する金額の経済部にかかわる部分をご説明いたします。

4ページでございますけれども、まず関根浜沿岸漁業振興対策事業費補助金の繰り越し理由についてです。本事業は、関根浜漁業協同組合が事業主体となつて行う漁船の修理、修繕施設設備に対し補助するものであり、市が行っている船揚場の工事が完成後、その上部に船を巻き上げる施設等

を建設する予定でありましたが、震災と大雪により年度内の完成、試運転が困難であるとの報告を受け、事業の一部を繰り越しするものであります。

浜奥内漁港施設整備事業の繰り越し理由についてお答えします。本事業は、県からの交付決定通知を当初4月中と見込んでおりましたが、1カ月おくれて通知されたことにより、測量業務委託及び設計調査業務委託の発注もおくれることになりました。また、ボーリング調査の結果、当初想定していた地層構成に相違があり、業務内容を追加し委託期間を延長した結果、県との協議及び承認が1月にずれ込んだため工事の発注が3月となり、事業の一部を繰り越しするものであります。

また、5ページになりますけれども、14款です、災害復旧費になりますけれども、関根漁港施設災害復旧事業の繰り越し理由についてお答えします。本事業は、工事の着工がさきに開催されましたむつ市議会第210回定例会での契約締結議案の可決後12月となったこと及び被災した防波堤の内側で関根浜地区漁村再生交付金事業による船揚場等の整備工事を行っている最中でありまして、被災した防波堤の撤去工事を進めることができないなどのことから、事業の一部を繰り越しするものであります。

以上でございます。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） 建設部が所管いたします繰越明許費は3件ございます。

初めに土木費、新町地区排水路整備事業についてでございますが、測量設計に当たりまして、現場の状況が非常に難しかったということと、用地立ち会いをお願いしていた日に大雪が降りまして、立ち会いを延期したということがございました。このようなことで、既に工事発注は済ませて

おりますが、年度内完成が難しくなりましたので、繰り越しをお願いしたところであります。

続きまして、北の防人大湊地区整備事業についてでございますが、本事業は平成22年度に市民協働ワークショップにより北の防人大湊づくり構想書素案としてまとめ上げ、今年度から平成27年度までの5カ年で国土交通省所管の社会資本整備総合交付金事業として実施しているものであります。

今年度は、地質調査、用地測量を実施し、現在計画案を作成中でございます。この計画案は、北の防人大湊づくり構想書素案に基づいて作成することとしており、この構想書を踏まえた計画案が完成後に詳細設計を作成するものであります。この計画案の作成は、構想書素案との整合を図ることが基本となりますが、これをまとめたワークショップメンバー及びプロジェクトチームを構成する市役所内の関係機関各課の意見の反映、それに伴う計画案への合意形成に時間を要していることから、今年度事業の詳細設計を繰り越しするものであります。

もう一つ、災害復旧費でございますが、外山団地災害復旧事業の繰り越し理由についてお答えいたします。平成23年9月21日から22日にかけての台風15号の影響による豪雨のため、外山団地敷地ののり面が崩壊する被害を受けました。平成23年12月15日、16日の両日、国の災害査定を受けており、住宅災害復旧事業として施行するため、現在補助金交付申請のため国の内示を待っており、現在補助金交付申請のため国の内示を待っており、まだ正式な内示はもらっていません。このことから、平成24年度に予算を繰り越すものであります。

以上でございます。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 第10款教育費第2項小学校費についての第三田名部小学校建設事業、川内

小学校建設事業に係る繰越明許費について、その理由をご説明申し上げます。

当初両工事とも平成23年8月1日の着工、平成24年3月23日の完成の契約になっております。そして、その期間内での竣工を目指しておりましたが、東日本大震災の影響により東日本管内での製造メーカーの減少と夏場の電力使用制限令などの影響から、鋼材や鉄筋資材及び型枠資材等の確保に通常の倍の日数を要したこと、また同時期に震災復興のために鉄筋工や型枠工といった職人を確保することが予想以上に困難になってしまったことが今回の事業繰り越しの要因であります。

契約を行いましたのは、震災から4カ月余り経過した時期でしたが、未曾有の震災に対する復興ということで、日本じゅうの製造、物流、そして人の動きがまだまだ混乱し予測がつかなかったというのが最も大きな要因であったものと考えております。

これに加えて、今冬の豪雪が工事のおくれに拍車をかけたということでもあります。これによりまして、第三田名部小学校屋内運動場については、工期を平成24年6月29日まで、川内小学校屋内運動場については、平成24年5月31日まで工期を延長するものでございます。

2つの工事についての工期の違いについては、工法の違いによるものでございます。

なお、川内小学校併設の給食センターについては当初予算に計上しており、国の補助金交付決定を6月ごろと見込んで年度内完成をと考えておりましたが、震災復興に向けての国の財政措置がシフトしたことによって交付決定が大幅におくれ、このたびようやく国の第3次補正での内定をいただきましたので、近く正式な交付決定をもって建設に向けていくこととしております。

以上が繰り越しの理由でございます。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） それでは、私から第12款 諸支出金に計上いたしました下北医療センター負担金1億7,384万円の繰越明許の理由をご説明させていただきます。

これは、むつ総合病院の自家発電設備整備事業及び衛星電話整備事業に係るものでございまして、むつ総合病院は災害拠点病院に指定されておりますものの、停電時にも平時と同様の病院機能を確保するための自家発電設備等が老朽化したため、今般医療施設の防災対策の推進を目的とした国の第3次補正の補助制度、補助による事業を受けまして実施するものでございます。

しかしながら、全国的にメーカーへの発注が集中しておりまして、年度内の完成が見込めない現状にありますことから、繰り越すこととしたものでございます。

以上です。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 教育費に1つ戻っていただきますけれども、教育費の中で民生部が担当してございますむつ運動公園野球場グラウンド改修事業、この事業費につきましては、当初野球場の整備工事に含まれていませんでした外周のフェンス、フェンス際の緩衝地帯、これ2メートル幅ぐらいですとめぐらせているわけでございますが、この部分の土の入れかえ工事でございます。内外野の復旧工事に伴い、放射性物質を含んだ土が工事の際混入する可能性もございまして、内野混合土、外野の張り芝と同様に一部撤去し改修するものでございますが、この追加工事として690万6,000円を繰越明許費としたものでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） それでは、起債を減額す

る主な理由は何かということのお尋ねについてお答えいたします。

これは、北の防人大湊地区整備事業、それからいこいの里スプリンクラー整備事業等起債対象事業に係る事業費の確定に伴うもの、また先ほど総務政策部長から説明がございましたように、防災拠点施設整備事業が今年度事業が実施できなかったことにより起債分を減額するというようなものが主なものでございます。

以上です。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（斉藤孝昭） 聞いていますと、やはり東日本大震災の影響がこういうふうに出ているのだなというふうに思いました。しかしながら、当初予算でこれだけの仕事が市内に回る予定だったのが回らないと、当然お金または仕事に影響しているということで、これは災害だからやむを得ないというところはあるながら、しかし急いだり、極端に言うと、一生懸命申請を早くしたり、手続を効率化するとできた事業もあるのではないかとこのように思っております。

今後ですが、繰越明許がこんなにいっぱい出る年度は数多くはないと思うものの、職員の努力でこの繰越明許をできるだけ少なくして、当初予算を少しでも多く使っていくのだというふうなこともしていかなければならないと思いますが、自然災害による影響は置いておいても、職員の努力で何とかなるといふような事業がこの中にありましたら、紹介していただきたいと思っております。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 議員お話しのように、今年度、平成23年度は震災の影響という非常に特殊な事情下での事業対応ということになったものでございます。議員からご指摘がありましたように、事業の円滑な遂行ということでは常日ごろから心がけておりまして、平成23年度のそういう特殊な

事情下にありましても、例えば市内の景気、あるいは事業者さんの事業遂行に影響が出ないように、極力前金払い制度を活用するようということ、あるいは工期の確保を十分にとるようということを指示いたしまして、そういう影響の少ないような対応はとっているところでございます。

議員のお話の中にありましたように、通常はどのように翌年度に繰り越すという事業はそうそうあるものではないというふうな認識でございまして、予算の定めるところにより計画的に年度内に事業を円滑に遂行していくことは我々も常に努力しなければならないものだと思っておりますので、そこを旨として執行してまいりたいと、そのように思います。

○議長（山本留義） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 何点か質疑させていただきま

す。斉藤議員と同様の部分がありますが、まずただいま繰越明許費について、全16件について説明がございました。その中で何点かちょっと取り上げたいのでありますが、小学校費の第三田名部小学校、また川内小学校建設事業についてであります。これは年度内の完成の予定が新年度にずれ込むということで、学校のほうとしてみれば、新年度からの使用とかいろいろ考えていたと思うのです。そのあたりで、今後の新年度からのこの2校の学校運営、あるいは教育環境、授業の進め方等には影響は出てこないのか。また、それを見越した対策はもう既にとられているのかお聞きをしたいと思います。

あと防災拠点施設整備事業につきましては、オフサイトセンター建設事業が凍結になったので、この事業も凍結かなと私は思っていたのですが、ただいまの説明で、この1,500万円部分について

は理解をいたしましたので、この部分についての答弁は必要ありません。

あと教育費の保健体育費、体育施設管理費の中の今定例会の初日でも議論いたしました。むつ運動公園野球場のグラウンド改修事業費であります。4,541万1,000円というふうになっておりますが、この内訳を詳しくお知らせ願いたいと思います。この中に今回の土の入れかえでありますとか、運搬費でありますとか、あるいは最終処分場での覆土費のほうまですべてが盛り込まれた形での4,500万円なのかということです。この同じ名前の繰越明許費が690万円ほどのつてありますけれども、これは先ほどの説明でいきますと、追加工事分だという、その理解で今回の土の入れかえの4,500万円のほうとは別だというふうな理解でいいのか、そこはもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 中村正志議員の学校施設の完成おくれは新年度からの学校運営、教育環境、授業の進め方に影響がないかというお尋ねにお答えいたします。

まず、屋内運動場が建設中でございますけれども、入学式に新たな体育館で実施できると教育委員会としては考えていたところでございますけれども、今の報告のとおり、残念ながら新たな体育館で実施できないという状況になりました。

これについてですけれども、まず入学式に関しては、第三田名部小学校では多目的ホールというものがございます。そこにおいて行う予定と聞いております。また、川内小学校については、今年度もそうございましたけれども、川内中学校の体育館で行うこととなります。

また、学校運営、教育環境及び授業の進め方に関してでございますけれども、工事が長引くことによりまして、この新体育館が利用できない状態

がいましばらく続くこととなりますので、第三田名部小学校においては、今の説明のとおり多目的ホールで幾分の活動をしていただく及び旧体育館の活用もあります。まだ旧体育館残っておりますので、この部分について活用していくと。川内小学校では、中学校体育館を共有していくことによりまして、教育活動に影響を及ぼさないように工夫をしていきたいなというふうに考えてございます。

給食センターにつきましては、現在脇野沢学校給食センターからの配送を継続することで児童・生徒への影響はないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） むつ運動公園野球場グラウンド改修事業費の内訳につきましては、放射能汚染に伴い被害を受けた部分の混合土と芝などの撤去、復旧土壌の運搬及び処分場での覆土も含む処理費用として3,845万5,000円と、むつ運動公園野球場の整備工事に含まれていなかった外周フェンス際の緩衝地帯の部分が本整備工事に伴い放射性物質がまじり込む可能性がありますことから、内野混合土、外野張り芝と同様に一部撤去し改修するものでございます。その部分の追加工事695万6,000円を繰越明許費としたものでございます。

事業費は、不可抗力による補てん3,845万5,000円と外周緩衝地帯等部分の追加工事費695万6,000円の、この合計4,541万1,000円となるものでございまして、先ほどもお話ししましたが、繰越明許費として計上しております695万6,000円については、汚染土壌等の撤去とあわせて工事を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 今回いろいろな理由から工期

等が延びることによって、どうなのでしょう、事業者、その事業の発注がおくれて着手が遅くなったものであればそれほどではないと思うのですが、契約期間どおりに着手した事業だと、期間が延びることによりまして、その分の経費が大分かかってくると思うのですが、それらの部分の経費に関しましては、それはその業者さんのほうで契約金の中で見なくてはいけないというふうな理解でいいのかどうか。要はその業者さんにしてみれば、外的な要因によって工期が延びて、その分の経費が多かかると。その分利益が出ないということになると思うのですが、その辺の補てんといひましようか、考え方はどうなっているかお聞きしたいと思います。

また、むつ運動公園野球場につきましても、当初の部分のほかに695万円ほど出るということで、初日に説明された負担の割合でいきますと、これもまた業者さんのほうがその分多く負担をしなくてはいけないというふうなこともありますので、その辺の部分も含めての合意でこのような金額になったのか、再度確認をしたいと思います。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） この工期のおくれ、震災というやむを得ない部分がありますけれども、事業者の皆様それぞれだけの負担がかかっていくという部分があるということのお尋ねでございますけれども、これについては基本的には契約額はその契約に基づくものでございますので変わらないのですけれども、今回の震災の影響によりまして材料、建築資材等の高騰があるということで、その部分については見直しを図りまして、増額された形で契約を変更してございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） むつ運動公園野球場の損害の額と申しますか、これは復旧に要する経費、

先ほども若干触れましたが、処分場に運んで覆土するという経費も含んでのお話でございますけれども、全体で4,324万2,000円程度かかるわけでございます。これは、市の積算でございます。これは、工事契約の中で当初の、一番最初の発注額、これは8,600万円ほどあるわけですが、その1%を除いて、さらに受注者の事業者と協議した結果、約400万円程度のその部分が受注者の会社のほうからダウンさせていいという協議が調っております。これは、双方協議の中で合意いたしまして、その結果3,845万5,000円という金額を導いたわけでございます。

今般は、さらにそれに追加工事部分、先ほどお話しした繰越明許の分ですけれども、それを加えた額が4,541万1,000円ということでお示した額ということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） 補正予算について何点かお尋ねをしたいと思います。

1つは歳出の部分ですが、第2款第1項第2目の生活交通路線維持費補助金として642万4,000円増額の補正があるわけですが、この具体的な内容は、路線別になっているかと思っておりますので、この内容についてお知らせを願いたい。というのは、この生活交通路線の維持費補助金については当初で見込んでいたわけで、年度途中で補正をせざるを得ないという部分については、当初予測できなかった内容かなど、こういうようなことも想定をしながら、この部分についてお知らせを願いたい。

2つ目は、第3款民生費、第3項児童福祉費、第6目の保育所費です。決算見込みで5,625万円減額の内容であります。これも当初見込みからし

ますと、決算見込みとはいえ、大分大きな額でありますから、この減額の理由についてお知らせを願いたいと思います。

3点目が第4款衛生費の第2項清掃費、第2目のじん芥処理費。これも先ほどの民生費と同じように決算見込みで5,653万5,000円の減額でありますし、し尿処理費で合わせて3,467万7,000円の減額になっていますが、この理由と内訳をお知らせ願います。

最後であります、今も出ております第10款のむつ運動公園野球場の放射能汚染土の運搬にかかわる部分で4,541万1,000円の補正予算が計上されているわけですが、この部分に関連して何点かお尋ねをいたします。

1つには、行政報告なり、これまで昨年6月にこの事案が発生した以降、いろんな形の中で議論がされてきているわけですが、行政のほうとしては、この放射能汚染については不可抗力によって発生したものだ、というようなことでの説明がされてきているわけですが、その中で今回の補正が甲乙協議した中で、その中で一般廃棄物として処理をしていくに支障がないと、こういうふうな結論に至っての運搬処理の経費と、このようになっているわけですが、一般的な私なりの理解からしますと、例えば果物を商店から購入した。買ってお金を払ったけれども、その果物が腐っておった、腐食しておったと。そうすると、一般的にはそこに、店のほうに、「これは腐食しておったよ」ということになると、補償して別なものを、正当なものをよこすとか補償するという、これが一般的な商取引の状況だろうと思います。今回のこの部分については、理解するのは、契約時点の仕様書などで品質なり規格等については、この放射能汚染の部分については仕様は明示していなかったと思うのです。しかし、先ほど言ったような状況から、一般的な状

況からしますと、契約した業者のほうで購入したところに返して汚染されない土壌にかえていくという、これ業者側が対応するのが通常の商取引ではないのかと、こういう理解をするわけですが、そういう点についての業者側とそういう点での協議がされたのかどうか、改めてお聞きをしたい。

2つ目は、先般の行政報告の中で、国の基準が示されて、8,000ベクレルという基準以下の数値であると、このようなことから、一般廃棄物として処理して何ら差し支えないと、こういうふうな県も含めた指導の中でそういう措置を、今回の措置をとるのだと、こういう説明なわけですが、この8,000ベクレルというこの基準値についての安全性というか、科学的な根拠をお知らせ願いたいと思います。

3点目は、これまでの答弁の中で言われているわけですが、この最終処分場にむつ運動公園野球場から運搬する際に、この運搬時の安全対策、一般廃棄物の取り扱いだとはいえ、放射能に汚染されたものでありますから、私はそれなりの安全対策を講じて処理するのだろうという理解をするわけですが、具体的な安全対策についてお知らせを願いたいと思います。

それと、次が先般の説明の中で周辺の奥内地区の町内会長さんへの説明会というか、意見も具申をしたというふうなことで報告があるわけですが、その中では了承された、こういうようなことから今回の補正と、こういうふうなことに起因するだろうと思うわけですが、この町内会長さんというか対象の方々が何人、対象の人数の中で何人出席、欠席者がなかったのかどうか。それと、全員から了承を得たということなのかどうか、この点についてお知らせを願いたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 私からは、生活交通路線のほうについてご説明申し上げます。

生活交通路線維持費補助金につきましては、国及び県のバス運行対策費補助金交付要綱に基づいて、輸送人員減少のため、路線バス事業の継続が困難となっている路線に対して運行経費の一部を補助することによって、バス運行事業の維持を図り、もって地域住民の足を確保することを目的とした補助金でございます。

一般的に交通事業におきましては、10月1日から翌年9月30日までを1会計年度としている関係上、補助額等の確定が1月ごろとなりますことから、毎年度3月定例会において補正予算として計上し、対応しているものでございます。

路線別の内訳といたしましては、いずれも下北交通株式会社が運行しているものでございますけれども、むつバスターミナルと佐井車庫間のむつ佐井線が195万5,000円、大畑駅とむつバスターミナル間のむつ線が215万1,000円、むつバスターミナルと泊車庫間の泊線が30万6,000円、むつバスターミナルと野辺地駅間の野辺地線が103万9,000円、むつバスターミナルと尻屋間の尻屋線が97万3,000円となっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 保育所費における5,625万円の減額補正の理由についてご説明いたします。

これは、近川保育園を運営しております社会福祉法人むつ市社会福祉協議会より当該保育園の改築に伴う要望書及び整備計画の取り下げについて公文書にて提出がなされたことから、補助の必要がないものと判断いたしまして、5,625万円の減額補正をしたものであります。

以上でございます。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） じん芥処理費の決算見込み5,653万5,000円の減額の理由についてご説明をいたします。

内訳でございますが、入札執行残として需用費のうち指定ごみ袋購入費、これが467万1,000円の減額、委託料として一般廃棄物収集運搬業務委託料、これは4,348万6,000円の減額、そして備品購入費としてダンプの購入費、これが160万6,000円の減額をしております。また、東日本大震災の影響により予算執行が凍結となりました一般廃棄物最終処分場の計量器修繕費とポンプ購入費、合わせて246万6,000円の減額をしております。このほかに負担金補助及び交付金のうち資源ごみ集団回収の回収量が見込みより少なかったことにより、資源ごみ回収奨励金について430万6,000円が減額となっております。

続きまして、し尿処理費負担金の決算見込みでございますが、3,467万7,000円の減額でございます。この説明でございますが、内訳といたしまして、人件費分として1,326万6,000円の減額、薬品使用量や使用電気料の減少により1,507万4,000円の減額、助燃剤再資源化委託料や各種装備、清掃業務委託料等で2,762万8,000円の減、そして各種工事の入札執行残等で629万7,000円の減となっており、構成市町村の合計で5,429万3,000円の減額となっております。そのうちのむつ市の負担金分として3,467万7,000円の減額となっております。

次に、むつ運動公園野球場の放射能汚染土を奥内の一般廃棄物最終処分場に運搬処理する経費として4,541万1,000円を計上していることについてでございますが、議員のお尋ねは商取引を例に、不良品は交換補償が一般的ではないかとお尋ねでございますが、不良品となる原因が何であるかによって取り扱いが異なるものと考えております。むつ運動公園野球場整備工事費において、工事資材は工事仕様書に基づき製品検査や確認を行

いながら施行して、このたび工事に使用した混合土等の放射能汚染につきましては、東北地方太平洋沖地震に起因したものであり、工事を発注した市はもとより、受注者や原材料の生産販売者においても、これもまた被害者であるとの認識をしているところでございます。工事資材の放射能汚染の原因が福島第一原子力発電所事故由来によるものであることから、工事請負契約書の定めにより、甲乙双方の責めに帰さない天災等に当たり不可抗力であると判断し、国の契約事務手続に基づいた事務処理を進めたものでございますことをご理解賜りたいと存じます。

次に、むつ運動公園野球場の土壌の処理に当たって市民に安全安心を担保するため科学的根拠を示せとのことでございますが、むつ運動公園野球場の土壌から放出される放射線量は、高いところで1日当たり0.46マイクロシーベルト、芝においては1時間当たり0.12マイクロシーベルトでございます。いずれもむつ運動公園野球場の利用形態からは国際放射線防護委員会が示す年間の線量限度でございます1ミリシーベルトを下回っていることは何度か説明をしているところでございます。むつ運動公園野球場の混合土と張り芝の処理につきましては、一般廃棄物として通常の処分が可能と国・県の見解をいただいたところでございますが、より一層の安全安心を確保するために、環境省が示したガイドライン以上の措置を講じて処分することといたしております。

その処分方法は、土を50センチメートル敷設してから放射能が混入したむつ運動公園野球場の土壌を遮水シートで囲み水の浸入を防ぎます。さらに50センチメートルの厚さで覆土し放射線量の低減を図るものでございます。原子力災害対策本部が示す市町村による除染実施ガイドラインによれば、これは30センチメートルの覆土を行うことで放射線量をほぼ100%遮蔽する効果があるとされ

ており、安全を提供できるものと考えております。

次に、安全対策をとということでございますが、運搬時の安全対策についてでございますが、むつ運動公園野球場の放射能が含まれた土壌の運搬は、ふたつきの車両、完全に密閉状態でございますが、これで土壌が飛散しないように、それ用の車を使うということでございます。むつ運動公園野球場の出入りの際には、これまたタイヤに土壌が付着し道路に持ち込むことが考えられますことから、積み込む際には、先に掘削したところに鉄板を敷き、その上を運搬車のみが走行するようにして付着を防ぐ、そのような対策を講じてまいりたいと考えております。

搬出に際しては、さらに入念な対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

もう一つ最後に8,000ベクレルの国の基準ということでございましたが、これは先ほども若干触れましたが、国際基準で示されております年間1ミリシーベルトの基準をもとに国が放射性物質の量を試算した結果が8,000ベクレルということであろうかというふうに考えております。

奥内地区、これは町内会ということではございませんで、正確に申し上げますと、奥内地区の9町内会長さんで構成している奥内地域廃棄物処理施設環境対策協議会というものでございます。この中で誠心誠意説明を尽くしたわけでございますが、この出席等につきましては、担当課長からご説明申し上げたいと思います。

○議長（山本留義） 市民スポーツ課長。

○民生部副理事市民スポーツ課長（猪口和則） 部長答弁に補足説明させていただきます。

説明会は2回実施しておりまして、2回とも2名の欠席者がございました。ただし、同じ人が欠席したものでありませんので、2回の説明会に出席できなかった方が1名おりまして、説明会の後、

1人の委員のほうへ、私のほうから説明に伺った次第でございます。

以上です。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 今部長答弁に課長が補足をしていただいたのですが、了承できないというか、そういう意見がなかったのかどうか、その部分については答弁ありませんでしたから、後でお知らせ願いたいと思います。

いずれにしても私はこの汚染土の運搬処理については慎重を期して、不安のないように市民の方々に対処していかなければならない、このように思うわけです。そういう意味で、対策協議会の方々に説明をし了承を得たというようなことでありますが、今答弁ありましたように、2名の方が欠席しておいたという、そういう状況も含めて考えたときに、この周辺の市民の方々に住民説明会、そのような形での内容を説明して理解をしていただくという、こういう考え方でもって対処すべきと、このように思うわけですが、そういう点についてどのように考えているのかお知らせを願いたいと思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 協議会での説明会の内容でございますけれども、これは決して賛否をとったわけではございません。最終的には、皆さんがいろいろなご意見を述べられた中で、行政報告の中でもお話ししましたけれども、さまざまご意見がございました。その中で協議会としては最終的に協議会内部で話し合いの結果、了としていただいたものでございます。

そして、欠席者につきましても、委任状で了解をいただいた方もおりますし、また先ほど課長が説明したとおり、別途ご説明に上がって、そのうえで了解をいただいた方もおりますので、議員がおっしゃるように、何人がどうのこうのというこ

とではございませんで、それは一部反対のご意見の方もおられましたが、最終的には委員の話し合いの中ですとしていただいたというようなことでございます。私どもといたしましては、おおむね了解をいただいたものというように判断をしておりますし、議事の中でもそのような判断をしていただいたという内容になってございます。

次に、住民への説明ということで、行政報告の中でもお話を申し上げましたけれども、例えば今後撤去工事にかかるに当たって現場確認とか、これは現場の状況を目で確認するというのもそうですし、放射線量をはかって確認しながら、工事を始める前、始めた後、それも確認していただいて、地域の皆様には説明を尽くしていきたいというふうに考えております。また、町内会は総会の時期をこれから迎えるわけでございますので、場合によっては、要請がございました場合には、町内会のほうに出向いてご説明を尽くしてまいりたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 最後要望であります。今部長の答弁の中でおっしゃっていますように、この協議会の方々の中で2回の説明会で反対の意見を申し上げている方もあると、このようなことを説明いただきました。最近いろんな形の中で説明責任を問われるというか、そういうことが多く出されているわけです。そういう面で、今部長が町内会等から説明の要請があれば出向いて説明をしていくというふうなことでのお話であります。行政として住民の方々に出て行って説明をする、こういう状況というのはぜひともやるべきだというふうなことを考えておりますし、そういう点で具体的にこの運搬処理する前に住民合意を得るような努力をしていただくことを要望して終わりたいと思います。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 2点ほどお願いいたします。

まず、24ページのほうのオフサイトセンターの建設事業費が減額になっていると、7億1,283万7,000円という、これについてちょっとお聞きしたいと思います。ということは、このオフサイトセンターの今後はどうなるのかというのをお聞きしたい。

それと、当初はこれと一緒にむつ市の防災拠点施設を併設するというふうな予定でしたので、今までの説明だと、そのまま貯水槽だとかそういうのは整備していくということですが、その防災拠点施設のあり方も含めてどういうふうにかこれから進むのかというのをお聞きしたいなというふうに思います。

2点目ですが、下北医療センターのほうの負担金のほうです。1億7,583万5,000円、自家発電の整備事業ということで今まで説明もありましたが、むつ市の負担が1億7,000万円ですから、下北医療センターはほかの町村も加盟しておりますから、全体としてはもっと大きな規模の事業だと思えますが、これはかなり規模が大きいなというふうに思いますので、やっぱりこういう規模でなくてはいけないのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、こういうふうに金額が大きいので、若干ちょっと国の補助金も何か確定したような答弁もありましたが、この補正予算書だと全部地方債ということで財源が説明されておりますので、国・県のそういう補助金がないという意味で地方債に全額財源書いているのかどうか、ここのところもう一度説明をお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 横垣議員のオフサイトセンター、この部分についてお答えをいたします。

このオフサイトセンター、国からの形の中で今回は建物自体を減額いたしました。この部分においては、使用済燃料中間貯蔵施設、リサイクル燃料備蓄センターと申しますか、この施設を対象としたものでありまして、この中間貯蔵施設の稼働に合わせて設置するということになっております。その意味からして、このプランが出た段階で原子力安全・保安院のほうからこういうふうなお話がありました。中間貯蔵施設が稼働する前にオフサイトセンターを建てて、そしてそこで市長が先頭になって市民に対しての防災訓練、これを実施してほしいと、実施するべきであるというふうなお話がありましたので、本市としてオフサイトセンターの建設に向けて議会手続を経てこういうふうな形になって、向かい側の土地に建てましょうというふうなことでご提案して当初予算等々もご協力をいただいた次第でございます。

しかしながら、この福島第一原子力発電所の事故、これを受けまして、国の原子力安全委員会、この中でオフサイトセンターのあり方、これがそのもののあり方ということで検討が進められておるところであります。これは、福島第一原子力発電所のあの事故の際に、近隣の、かなり隣接しているオフサイトセンターが稼働しなくて、稼働したのですけれども、避難せざるを得なかったというふうなことで、福島県庁のほうに移動したというふうな形の中で、近ければだめなのではないかというふうな議論がなされて今進んでいるようでございます。しかしながら、私といたしましては、これは原子力発電所事故にかかわるオフサイトセンター、このあり方については、当然近場にも必要であります。そして、それが前戦基地となって役割を果たしていかなければいけない。そして、

それがもし撤退というふうなことになるときには次のオフサイトセンター、後方にあるオフサイトセンター、これでカバーをしていくべきであろうというふうな思いを今いたしております。そして、先般も8市町村長連絡会議がございました。その部分ではオフサイトセンターの連携を深めるべきであるというふうなことも話し合っております。その意味からしては、むつ市のこの市役所の向かいに建設が当初予定されておりますオフサイトセンター、この必要性は私は何ら変わるものはないものと、このように思っておりますので、今後ともこの要望、予定していた土地へのオフサイトセンターの建設、これは市民の安全安心のためには必要なものであるということで要望は続けていきたいと、このように思っております。

さらに、市の防災施設の機能を持たせるというふうなところも、当然そのオフサイトセンターの中に抱き合わせて、しっかりとした防災センターを確立していきたいという気持ちには今のところ変わりございません。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 市長答弁に補足してご説明申し上げます。

下北医療センター負担金のうち自家用発電機等はどのような規模かというふうなことのお尋ねでございます。まず、むつ総合病院に配備予定の自家発電設備の規模についてですけれども、750キロボルトアンペアの設備を2台備えることとしてございます。これによりまして、むつ総合病院、全館の電力を3日間分これで賄うことができるという程度のものでございます。また、経費の積算につきましては、専門の業者さんから見積もりをいただきまして、それを市の建設部の技術担当に確認を経ておりますので、適切なものと考えてございます。

また、財源についてでございますけれども、下

北医療センターにおきましては、国の第3次補正を受けまして、補助事業としてこの事業を実施するものでございます。総事業費としては、約2億7,000万円ほどの事業費となっております。

補助はないのかということですが、その分の約1億円は、国・県から補助をむつ総合病院が受けると。2億7,000万円の総事業費に対しまして、むつ総合病院で1億円の補助を受けて、残りの1億7,000万何がしかを市が繰出金として出すということでございます。それで、なぜむつ総合病院の負担がないのかということになるのかと思いますが、それは災害拠点病院のその救急医療に対する経費については一般会計が負担するのですよというふうな繰り出し基準がありまして、そのためにむつ市が補助裏分の一般財源分を100%繰り出しすると、そういう趣旨でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） まずオフサイトセンターの部分ですが、今までどおりの形になるように要望はしていくということですが、そこで防災拠点施設を併設する、これがかなり私は気になる部分なのです。というのは、この要望がすぐかなえられればいいですけれども、1年も2年も先になる場合に、その期間防災拠点施設がつかられないわけです。その場合、何かあった場合、どこが防災拠点施設になるのかということなのです。

私これ当初抱き合わせのときいろいろ質問して、やっぱりそういうやり方はつくられるまで空白期間があるからやめたほうがいいということは何回も提案しているのですが、今の場合、やはり発想の転換で、いつ、あしたまた同じような地震が来るかもしれないという状況ですよね、今の日本は。そういう場合に、要望がかなうまで防災拠点施設はつくらないと。今現在市役所はそれなりの設備は整っていると言うけれども、それなりで

すよね。だから、やっぱりきちんとした施設を今すぐにでも整備しなくてはいけないのではないかなと思いますので、そのところを再度ご答弁をお願いしたいと思います。

それと、下北医療センターのほうですが、750キロボルトアンペアが2基で3日間だけというのがちょっと物足りない、これで2億7,000万円もするのかなと。もう少し3カ月とか4カ月ぐらい稼働できるようなものを、やっぱり3日間だけというのは余りにもお粗末な設備でないかなと思いますので、もうちょっと精査できないものかどうか、そのところをもう一度答弁お願いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 横垣議員の言葉の端々にきちんとした防災施設をつくるべきだというふうなお言葉、心強く感じた次第でございます。ありがとうございます。しっかりと対応していきたいと、このように思います。

ただ、今年の3.11の際も、そして先般の2.1暴風雪の際も、市役所の中で対策本部、これを設置し、さまざまな対応をいたしました。しかしながら、これ新たな施設ができるまではこの部分でしっかりと対応していかなければいけないものだと、このように思います。議会のご理解もいただいてさまざまな設備が整い始めてきております。それをフルに何かあったときには活用するような施設、これは最終的に目指していますけれども、それまでの間、この市役所の庁舎の会議室を使ったり、そしてまた防災政策課の周辺、そして庁議室、さまざまな場所を使いながら対応をしてみましたし、これからもオフサイトセンターとあわせて防災施設、拠点施設ができるまでは万全の体制をとっていききたいと、このように思っております。

また、むつ総合病院非常電源の部分でございますけれども、3日間というふうな、大体24掛ける

3、72時間程度である程度のことは次の体制はとれるものと、こういうふうな思いをいたしております。これまでの例では、福島の場合はかなりの長期間にわたっての停電等がございましたけれども、当然それはさまざまな関係機関からの電源の確保だとか、そういうふうな部分については医療施設ですので、その部分での対応はなされるものと、このように思っております。これを3カ月、4カ月というのは、それだけのものがあるのでしょうか。ないというふうな専門家のお話が、今議場のほうから聞かせていただきましたけれども、そういうふうなところでございますので、この部分で患者さんたちの命をしっかりと守るために3日間、4日間、そのくらいの分はしっかりと確保していきたいと。

今現在あるもの、かなり老朽化しておりますので、これを新たに更新、全部古いものを捨ててしまうというふうなことではなくて、これを延命させていながら、さらに新しいものを備えていくというふうな体制になろうと、このように思います。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、14番浅利竹二郎議員。

○14番（浅利竹二郎） 関連議案でも取り上げられておりますけれども、お尋ねします。

11ページ第7目の特定防衛施設周辺整備調整交付金についてでありますけれども、まず基本的なことから、特定防衛施設ということに対して交付される交付金、これは具体的に特定防衛施設というのはどういうことを指しているのでしょうか。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） お答えいたします。

特定防衛施設とはどういう施設かというふうなことでのお尋ねでございます。防衛施設のうち、その設置または運用がその周辺地域の生活環境、

またその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度、範囲等を考慮しまして、市町村が公共用の施設の整備等について特に配慮する必要があると認められる防衛施設というふうなことでの定義づけがなされてございます。具体的に申し上げますと、うちのほうではないのですけれども、ターボジェット発動機を有する航空機の離着陸が実施される飛行場とか、それから砲撃または航空機による射撃もしくは爆撃が実施される演習場、それから港湾、その他政令で定めるものというふうなことになってございます。私どものほうは港湾というふうなことでの位置づけであろうかと思えます。指定といたしましては、大湊港に所在する防衛施設というふうになってございます。

以上です。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） それで、ことしは倍増、当初予算が5,900万円ということだったのですけれども、6,600万円ほど補正がついていきますけれども、これはどういう理由で倍増ということになっているのでしょうか。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） お答えいたします。

まず、調整交付金の配分についてでございますけれども、その算定は防衛施設の面積、それから運用の形態、この運用の形態というのは、私どもで言いますと、艦船等の入港状況とか、あるいは訓練等の状況もすべて含むということですが、そういう体制、それからその変動、それから市町村の人口、人口密度等さまざまな要因を複合的に勘案して算定されるものとなってございます。

算定方法の詳細につきましては明らかにされておりませんので、その倍増となった理由につきましては、1つには国の調整交付金の予算が平成22年度の139億円から平成23年度では195億円と

56億円、率で言いますと約40%ですが、4割強伸びてございますので、そういう影響、あるいは護衛艦の配備が大型に変わったこと等が、その算定要素に加えられたものではないかというふうに推測してございます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 予算が56億円ほど多くなったということのほかに護衛艦が大型化したということですので、そうしますとこの交付金については継続して今後ずっと期待できる交付金なのでしょうか。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） お答えいたします。

我々もそういう点では今後継続的に増額になるということをご期待するところでございますけれども、何しろ国の調整交付金の予算規模によるところが非常に大きな要素になるものでございますので、もう一つはその算定の根拠がいま一つ明確にされていないというふうな点等もありまして、過大な見込みはできないものと考えてございます。議員仰せのとおり、増額が今後続けばありがたい話だというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本留義） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。5番川下八十美議員。

○5番（川下八十美） 私の議員気質からして、こういう議案に対する質疑は好まないでありますけれども、なぜかという、私はあるときの議会運営委員会で、議案に対する質疑は通告制にしておりますものですから、議長の口述から「ほかにありませんか」という通告以外の質疑を受けるべきではないと、こういうことを主張して議会運営委員会で検討していただきたいということを申し出たことがあります、今日今なおそれが今まで

どおりということでありまして、さらにこの議案に対しても議長から「ほかに質疑ありませんか」というご配慮をいただきましたので、あえて質疑させていただきます。

ということは、今の補正予算の中にいわゆるむつ運動公園野球場の放射性物質撤去費用4,541万1,000円計上され、2月24日の行政報告の中で、私も質疑させていただきましたけれども、私もあの時点では、これはよしとしていかなければならないことだという発言をさせていただいております。前段の議案に対する通告が3月1日の5時までということでありましたので、私は控えておったわけですが、さきの民生部長の報告の中に具体的に出てきておりましたけれども、2月24日の行政報告の中で、奥内地区の関連町内会長で構成する協議会の中では了とされたという発言がありました。だから私もよしとしておったわけですが、しかしその後反対をされた町内会長さんから私のところへ直接電話がありました。その方は、「その会合で堂々と私は反対したのだ、これはだめだ」と。ただ、条件つきでコンクリートを回した形であれば賛成するけれども、現状では反対だという町内会長さん。具体的には2人の町内会長さんが反対。1人の町内会長さんは、病気のため欠席された。

こういう状況の中で、協議会で了とされたという2月24日の行政報告であったわけですから、これは私の情報不足で、それを自分自身も了としておったわけですが、その後やっぱり直接その会合に参加している町内会長さん自らが私に対して反対をしている、これは絶対だめですよ。それだけではない。今市長、この奥内地区の一般廃棄物最終処分場にこれを埋め立てすることに対して、住民からの反対運動が起きますよ、はっきり言って。

きのう、おとといも、私はあるところのお通夜、

百力日で、立・農業委員会会長さんとも一緒でありましたけれども、今農業委員会でこの問題が取り上げられるということになろうかと思えます。なぜならば、確かにこの放射性物質は、人体に影響がない程度のものであろうかと思えます。しかし、今の東北の各地区における放射性物質、瓦れきの問題も、人体に影響ない程度だとはいいながらも、放射性物質が含まれておることに対しては、住民がその不安から受け入れを拒否しているわけでしょう。そうなると、あの一般廃棄物処分場に入れることによって、一番風評被害を受けるのが農家なのです。

それに、私も2月24日の日も申し上げましたけれども、浜奥内地区には、もう旧処分場の汚水の関係で水質が細菌がオーバーしている。これが陸奥湾のホタテ、ナマコの形にいくようなことになれば……

○議長（山本留義） 川下議員、その辺の発言には気をつけてください。

○5番（川下八十美） いや、わかっています。私が言いたいのは、この予算書の背景になるものをきちんとしたうえで我々はこの予算書を議決しなければいけないわけだから。だから、この背景になるものが答弁の中で、我々議員もそうです、2月24日の説明では、私はよしとしていました。しかし、今の説明では違うでしょう。1人でも2人でも、少なくとも2人の方が協議会の中で反対している方が現実においでになるわけだから、協議会で、たとえおおむねよしとしたとしても、これを予算計上するということは、私はこれは早計だと思います、はっきり言えば。ただ、この平成23年度の補正予算案は、除排雪も一緒になってきているから、非常に私にとってはいたしかゆしだ。だけれども、これを、この予算をきちんと私たちが審議して賛成していくには、今言った背景を行政のほうで、特に奥内地区の町内会の方々にもっと

もっと、協議会だけではなくして説明をしていくという姿勢をとらなければ、これは私は議員としても、自分だけの判断しますけれども、その形が私は足りないのではないかと思います。そのうえで、背景をとったうえでこの予算計上してくるのであれば、これは私もろ手を挙げて賛成します。だけれども、24日の説明と今の説明では違うのではないですか、はっきり言って。私も言いたくなかったけれども、日時議員の質疑の中で出てきたから、それでも足りない。だからあえて私は発言するのです。どうですか、この辺は。

- 議長（山本留義） 川下議員、先ほどの川下議員の発言の中で、浜奥内の地下水の放射能の関係、その辺の発言は、地元でもやっぱり川下議員が言っているように、ホタテ産業もしています。そういう意味では、逆にこの公共の場でそういうことを発言することによって風評被害のもとになりますので、その辺の先ほどの発言は取り消してほしいなと思いますけれども。

（「議長」の声あり）

- 議長（山本留義） はい。
- 5番（川下八十美） 私が発言しているのは、この前24日の行政報告で報告を受けたのと、水質検査で浜奥内地区の水質の値がほかよりも高いという報告を受けたでしょう、議長も。そのことを言っているのだよ。旧処分場からの排水の浜奥内地区の飲料水の値が高いということの報告を受けたでしょう。その現況が旧処分場からの状況があるのだと。それにさらに今のところに埋めるわけだから、そういうことを懸念した形でやらなければだめだということを行っているのです。
- 議長（山本留義） それは理解するのですけれども、ただそれが因果関係が、処分場の因果関係かどうかわからない状況の中で、私は地元の漁師のことを考えれば、そういうのは風評被害に当たれば困るので私発言してしまして、その辺は……。

（「ちょっと」の声あり）

- 議長（山本留義） はい。
- 5番（川下八十美） 議長と議論する気持ちは毛頭ないけれども、私たちは水質検査の結果の報告を受けているわけだから、そのことを指摘しているのです。何も今の放射性物質によって浜奥内のあれが、懸念はされますよ、はっきり言って。そういうことを言っているのだ。

（「議長、暫時休憩して話しなければだめだ。本会議でこういうことやっているのなら。暫時休憩しろ」の声あり）

- 議長（山本留義） 市長、答弁ありますか。民生部長。
- 民生部長（奥川清次郎） まず、議員お尋ねの協議会の中身、行政報告と話が違うではないかというふうなお尋ねでございますが、先ほども若干うちのほうの課長から話をいたしました、協議会は2月3日と9日、2回開催してございます。これは、民生部が事務局となっておりますものですから、当然協議会を開催するに当たっては、その中で出たご懸念とか課題とか、そういうのに対しては、一つ一つ解決策等を提案しながら会議を進めているわけでございます。
- 先ほどのコンクリートでの擁壁というような話もございましたけれども、それにつきましても、流出防止という観点からのお尋ねでございましたので、例えばのりの角度を調整するとか、そういうことで、さらにのりには芝といいますか、草の種をまいて流出を防止するとか、はたまたこれは数日前に確認できたものですけれども、そもそも最終処分場にはそういうコンクリートの構築物というものは、これは処理法の法のうえでそういう構築はできないということもございまして、そういう中ですべてのご懸念に対して答えをご提供させていただきまして、そしてなおかつ私たち事

務局が外れた形で協議会の中で議論をしていただいた結果、最終的に協議会としての結論は了だということでございましたので、私どもとしてはそれを根拠にさせていただいておるということでございます。

もう一つ、風評被害ということにつきましては、私どもいろいろこれは正確な情報を市民に適切に伝えていくということで、その風評被害というののできないように行政としては常に市民、これ市民全体でございますが、情報を提供していきたいと。そういう意味では、処分場に処分する前、事後においても、その放射線の検査等を適切に行って市民に公表してまいりたいと、そういうふうにございます。

そしてもう一つ、この安全対策、安心対策というものですけれども、先ほども若干触れましたが、運ぶ車については、ふたが確実にされる荷台を持っている車で対応しますし、またタイヤ等に付着したのものについては、当然ながら場合によっては水の洗浄機というもので運動公園の中で洗浄するとか、とにかく野球場以外には出ないような方策といたしますか、そういうものも対応策を考えてございますし、それもすべて市民に公表していくことで風評の部分にも対応してまいりたいと、こういうふうにございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） 少なくとも私はこの補正予算を議決して、それに参加する以上は、また提案してここに上げてくる以上は、それなりの住民対策をして、そして上げてくるべきだと思うのです。私だってこの問題には真剣に取り組んでいるのです。だが、行政報告として2月24日に出て、即補正予算なわけです。だから、それは提案の趣旨からしてはそうだろうと。だけれども、運動公園野球場のあの放射性物質の土が表面化されたとき

に、あのむつ運動公園の関連の町内会、下北文化会館でもやったと思う、5回ぐらいやっているのではないですか。なぜ今回、それでは奥内地区の、少なくとも奥内町内会を中心に、1回ぐらいは、近隣町内会お集まりいただいても、これは今反対運動が起こると、協議会の会長さんや町内会会長の責任が問われることになってくるのです、だんだんに。そういう協議会を盾にと言えば失礼ですけれども、それがおおむね了として市のほうでこの提案をしたということだと。市長が言われる住民一人一人のあれが崩れるのだよ。この住民一人一人が立ち上がると、その協議会に、町内会から出ている代表の責任も問われることになる。それを押しかぶせることになるのです。

そうではなく、やっぱり市としても、私は1カ所、2カ所で、多くは言わない。少なくとも奥内町内会を中心に何カ所かの、大した遠いところではないから、この住民説明会だけはやって、そして予算のあれを責任持って対応するという形をとらなければ、少なくとも私は議員としても住民からそういう声があれば、やっぱり考えなければいけないことが出てくるのです。その辺はどうですか、これから。過般山田地区、運動公園では5カ所もやっているわけだから、入れることには説明は町内会長さんたちだけということではなしに、少なくとも奥内町内会を中心とした関係町内会をお願いして説明会やる、そういう姿勢がありますか。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 1点目の運動公園周辺の町内会、山田町地区とかそういう地区に対しましては、私ども春の説明会の段階で、この搬出先とか処理方法等が御議決をいただき、そしてその方向性が確定した段階においては、当然ながらさまざま広報手段を使って地域住民の皆様には広報するというようにしてございます。また、奥内

地域の皆様につきましては、これも行政報告の質疑の中で若干触れた経緯がございますが、この種のたぐいのものというのは、当然ながら市民だれでも、これはたとえゼロでない限り、基準値を下回っているものであっても、これはもう当然ながら嫌なものであるということは間違いないわけでございます。

最終的には、1月1日の法の施行の中で、今までいろいろな検討をしてございましたが、最終処分場しかないというぐらい選択肢がもうない中で、これは全く地区に対してのお願いでございました。そういう趣旨のものでございますから、これはこの協議会の委員の皆様のご尽力に頼るしかないのだというような判断のもとに協議会にご提案申し上げてご協力を仰いだという経緯がございます。

そしてその結果、こうしてご提案申し上げているわけでございますが、当然ながら可視、目で見るという形ででも地域の皆様、これは場合によっては山田町町内会の皆様も同じでございますけれども、事前に、例えば野球場の雪が解けた段階では、目で見ても放射線濃度を測定器で確認していただいて、最終処分場でも埋設後の放射線の量を皆さんの前でともに確認することで説明を尽くしていきたいと、このように考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） 私も民生福祉常任委員会に所属しておりますから、前回の委員会でも、この覆土の関係から今の廃棄物を現場検証しようということで話し合ったのですが、今雪があって6月に延ばそうということに委員会ではなっているわけですが、市長、やっぱり南通り地区、今のし尿処理からごみの問題、処分場、南通り地区の人たちは、運動公園の周辺の人たちには説明をして、私たちには、たとえ同じものであったとし

ても、入れることに対して何ら説明もないということは、やっぱり市民感情として、同じ市内の市民同士でそういう形が出てきているのです。市長、どうです、今言うように、奥内地区で南通り、そんなに広くありません。1回やっぱり住民説明会を、これはこれとして今提案されているわけだから、私も責任持って対処します。そういう形で市民に対してきちんと対応していくという姿勢でこの補正予算を提案していくと。こういう形で、市長、どうですか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 協議会のほうには、十分誠意を持ってご説明を申し上げ、そしてさまざまな対応策、例えば先ほど担当からお話ございました。その場所ではコンクリートで擁壁をつくって囲ってしまえとかというふうなご提言もあったように、その部分は聞き及んでおります。しかしながら、トータルとして了というふうな結果の報告を受け、そして、いや本当に理解をしていただいで感謝すると、感謝したいというふうな形で、その前提のもとでこういうふうな形で補正予算を提出させていただいた経緯がございます。この部分においては川下議員、その協議会の方々、代表の方々に対するお気持ち、そういうふうなところがあるかと思しますので、この部分については御議決いただいた後も誠意を持って私は対応させていただきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） これで川下八十美議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第22号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

ここで午後3時10分まで暫時休憩いたします。

午後 2時58分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長(山本留義) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○議長(山本留義) 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

◇議案第23号

○議長(山本留義) 次は、日程第23 議案第23号平成23年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番(横垣成年) この平成23年度の補正予算で、結果的にどの程度黒字になるのかというのはまだまだわからない時期であるかもしれませんが、大体でよろしいので、お知らせいただければと思います。

この補正予算の当初の赤字だと5億1,000万円

の赤字から出発しているということで、これがどの程度解消する見込みなのかということも含めながら答えてもらえればというふうに思います。

あと、他会計の繰り入れが114万8,000円ふえていて4億3,101万円というふうになっていることも見れば、この平成23年度が赤字なのかなというふうにも考えられるし、支出が2億円以上減っているというのに、もし赤字となれば何かまた変だなというふうにも思いますので、そこら辺も含めてお答え願えればと思います。

○議長(山本留義) 民生部長。

○民生部長(奥川清次郎) まず、平成23年度はどの程度の黒字になる予定かについてでございますが、歳出では一番大きい医療費の支払いがあと3カ月分残っておりますし、歳入では保険税が5月にならなければ確定しません。現段階では、具体的な数字は出せないということをまずご理解をいただきたいと存じます。

次に、他会計繰入金についてでございますが、低所得者に対する保険軽減分を繰り入れする保険基盤安定繰入金及び保険者の特殊事情により地方交付税に算入される財政安定化支援事業繰入金等でございます。赤字分の繰り入れということではございません。増額となっておりますのは、未就学児等の医療費を現物給付することによって生じる国庫負担金等の減額分を第5節に新たに計上し、第1節から第4節までの増減と合わせ114万8,000円の増額となったものでございます。

また、歳入歳出とも2億7,747万5,000円の減額補正となっておりますのは、歳出では主に医療費の減額によるものであり、歳入ではそれに伴う国庫支出金の減額によるものでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長(山本留義) これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第23号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第24号

○議長(山本留義) 次は、日程第24 議案第24号 平成23年度むつ市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。13番濱田栄子議員。

○13番(濱田栄子) 議案第24号について質疑いたします。

平成23年度むつ市介護保険特別会計補正予算ですが、先ほど介護保険では議案第9号でも介護保険料の審議がなされたところでございますが、2点ほどお尋ねいたします。歳入では1点、歳出では2点お尋ねいたします。

歳入の第1款第1項の保険料ですけれども、合計で8億4,955万1,000円になっておりますけれども、これは旧町村別にお知らせ願いたいと思います。そして、利用している人数と納めている人数をお伺いいたします。そのパーセントもお伺いいたします。

次に、歳出ですけれども、第2款第1項の9,176万5,000円増額になっておりますけれども、これは利用する人数がふえたのか、また介護度が上がったのかということをお聞きいたします。

それから、第2款第2項の介護予防サービス等の諸費ですが、1,245万1,000円追加になっております。これは、新しいメニュー等が行われたのか。

3点についてお聞きいたします。

○議長(山本留義) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(松尾秀一) 答えいたします。

まず、旧市町村ごとの介護保険料を納めております第1号被保険者であります65歳以上の人数についてであります。平成24年1月時点で旧むつ地区は1万699人、旧川内地区は1,721人、旧大畑地区は2,651人、旧脇野沢地区は741人となっております。むつ市全体では1万5,812人となっております。

次に、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスなどの介護保険サービスを利用している人数につきましては、旧むつ地区は1,952人、旧川内地区は314人、旧大畑地区は383人、旧脇野沢地区は122人となっております。増加傾向で推移しております。また、サービス利用割合につきましては、旧むつ地区と川内地区が18.2%、旧大畑地区が14.4%、旧脇野沢地区が16.4%となっております。

次に、介護サービス給付費増額についてのお尋ねでございますが、これにつきましては、施設介護サービス給付費、いわゆる特別養護老人ホームを初めとする介護保険3施設の保険給付費であります。増額した理由につきましては、平成22年度に施設整備いたしました特養25床の増床に伴う介護給付がいわゆる固定的な給付として平成23年度以降に定着したことから、予想以上に施設給付費が伸びたことによるものでございます。

また、歳出の介護予防サービスの新事業についてのお尋ねでございますが、今回の補正の趣旨につきましては、あくまでも決算見込みによるものでございまして、当初予算と比較いたしまして、特に新しい事業の追加等はございませんので、ご了承願います。

以上でございます。

○議長(山本留義) 13番。

○13番(濱田栄子) 介護保険全体としては52億9,070万3,000円ということです。もちろん国庫支

出金、県支出金の補助を受けての事業でございますが、これは市民税、一般市民税約57億円に匹敵するほどの事業でございます。年々増加傾向にあり、本当に肉親を利用させていただいている者としてはありがたい事業でございますが、お元気なお年寄りには負担がどんどんふえている事業でございます。今旧市町村別にお伺いしたのは、その生活スタイルによりまして、もしかしたら介護にならない予防できる施策があるのではないかなと思ひましてお聞きいたしました。脇野沢地域、大畑地域は、川内地域と旧むつ市より若干パーセントにして低い傾向にございます。限界集落と言われる集落にお伺いしたときに、やはり元気なお年寄りが目につきました。脇野沢地域におきましては、焼干をつくっている高齢者の方、また大畑地域におきましては、ふのり、昆布拾い等をしている地域の方ということで、やはりその生活スタイル、介護予防支援事業にもう少し工夫を凝らしてもいいのではないかなと思ひまして、きょう質問いたしました。

以上でございます。

○議長（山本留義） これでは濱田栄子議員の質問を終わります。

以上で通告による質問を終わります。

ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質問なしと認めます。

以上で議案第24号の質問を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◇議案第25号

○議長（山本留義） 次は、日程第25 議案第25号 平成23年度むつ市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質問なしと認めます。

以上で議案第25号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第26号

○議長（山本留義） 次は、日程第26 議案第26号 平成23年度むつ市水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質問なしと認めます。

以上で議案第26号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第27号～議案第34号

○議長（山本留義） 次は、日程第27 議案第27号 平成24年度むつ市一般会計予算から日程第34 議案第34号 平成24年度むつ市水道事業会計予算までの8件を一括議題といたします。

これより質疑に入りますが、ただいま一括議題といたしました8議案については、それぞれ区分して質疑を行いますので、ご了承願います。

まず、議案第27号 平成24年度むつ市一般会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

12番 齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 議案第27号 平成24年度むつ市一般会計予算について、できれば総括的な質疑にしたいと思っておりますので、よろしくお願います。

まず歳入についてであります。地方財政計画によれば、地方税0.8%増、地方譲与税4%増、地方交付税0.5%増で、地方特例交付金、国庫支出金、地方債などは減額と減少するとしています。むつ市の平成24年度の予算編成に当たっては、年少扶養控除などが廃止され、増収要因であります。景気、雇用の悪化で個人住民税、固定資産税、都市計画税などの減収が見込まれると思っております。

そこで、年少扶養控除の廃止や個人住民税均等割り引き上げ、さらに退職所得の住民税控除の廃止など、歳入がふえる一方で、今後の住民負担がふえることによる影響をどのように考えているのか、まずは所見をお伺いいたします。

歳入を確保するため、市税等の徴収率の向上をうたっておりますが、前に述べたように住民負担はふえる中で徴収率の向上の具体策と目標設定をしているのであれば、それをお知らせください。

遊休資産の売却については、毎年度歳入で見込んでおりますが、市が持っている資産がどこにどんなものがあるのか整理し、処分の対象とすることが必要と思っております。具体的な手法を検討

しているのであればお知らせください。

次は、歳出についてであります。各事業については、単に前年度からの踏襲の編成ではないと思いますが、事業の効果や成果をどのように分析しているのかお知らせください。

さらに、基本構想、基本計画、実施計画、各事業計画などの短期や中長期的計画との整合性はどのようになっているのでしょうか。厳しい財政状況下で計画どおりいかないこともあると思いますが、住民要望の実現は行政の大命題であります。そこをどう打開しようと考えているのかお聞きいたします。

平成23年に公布された地域主権一括法ですが、本年4月より本格的に住民に直結する権限が国から順次移譲されます。いわゆるこの一括法に基づく権限の移譲について準備をし、条例制定の作業をしなければならないと思いますが、市の実情に合った基準とするのか、従来の基準をそのまま使うのか。いずれ根拠や背景を説明する必要があり、さらに専門的な知識が求められる事務も想定されます。そこで、この権限移譲を目前にし、職員体制はどのように考えているのかお知らせ願います。

また、場合によっては退職職員を臨時的に再雇用するなどの検討もしなければならないと思いますが、そのところの意見等がありましたらお答えをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 齊藤議員の総括的なお尋ねということで、4番目、5番目、これ関連しますので、ずらりとご答弁をさせていただきたいと、こう思います。

まず、事業の効果や成果をどのように分析し、想定しているのか、さらに基本構想、基本計画、実施計画、各事業計画との整合性、そして厳しい

財政運営の中で計画どおりいかない状況と思うがというふうな非常におもんばかってのご発言がございました。そのとおりでございますけれども、るるお話をさせていただきたいと、このように思います。

効果、成果というふうなことでございますけれども、私は就任以来、市長への手紙だとかおでかけ市長室、そしてまた出前講座、町内会や連合会の方々とのお話し合い、さまざまな形の中で市民の皆さんのご意見を聞くという姿勢、これに努めてまいりました。その中で貴重なご意見ということを行政に反映していくというのが私の理念であり、そしてそれを基本に据えながら平成24年度の予算編成、これに取り組んだところでございます。

その中において、行政評価制度の提言を受けたものは新年度予算要求にどのように反映させたか、そしてその対処方法、これにも言及することということの指示を出しました。また、各部局に対しましては、その行政評価制度の意義や提言、これを重視するように促し、予算編成においてもPDCAサイクル、この充実に努めながら、事務事業における効果及び成果を予算に反映させたというところで予算を組ませていただきました。

既存の事業の見直しということを図るためには、さらなる方策として事業のスクラップ化、これを前提とした新たな事業の提案、スクラップ・アンド・ビルドというふうな形で督励をし、その提案を全部局に求めました。

また、市民の皆さんには行政の動き、これをよく理解していただくために「なかみの見えるむつ市の予算」とか、「ムチュランとムチュリーが教えるわかりやすいむつ市の決算書」というふうなことで、予算、決算について、市民の皆さんの知識を、情報を共有していただくような形で全戸配布をして行財政、これが見える化ということに努

め、そして取り組みを始めたというところでございます。

今後も職員一人一人が自ら担っている事務事業に対する責任、これを自覚するとともに、組織としてもさらに見直し改善という部分、これを強化して、より高い満足度を高めるというふうな形で市民サービス提供に努めていきたいと。当然創意工夫というふうなことが求められるわけでございますので、漫然とこれまでの予算がこう来たのだからいいのかというふうなこと、自ら問いかけて創意工夫、これをするように努めてもらうべく命じましたし、無駄のない行財政運営、これをしっかりと務めるということで、私ども平成24年度予算を編成し、努めてまいりたいと、このように思います。

この基本構想、基本計画、実施計画、ほかの各事業計画との整合性、どこをどういうふうに打開しようと考えているのかということでございますけれども、将来のまちづくり、これを総合的、計画的に推進するためには、市の最上位計画であります長期総合計画、そしてまた事業実施計画、各種計画、これを策定はしておりますが、非常に自主財源が乏しいむつ市でございます。結果ことしの大雪で、非常に厳しい状況にまた追い込まれる、こういうふうな状況でありますので、計画の全体を達成するということはなかなかできない状況にあるのではないかなと、このように思っております。

その中でも予算編成の中で大きな3つ、これを私は念頭に置いて予算を編成するようにと指示を出しました。基本方針としましては、「ネクスト50へのさらなる基盤づくりと飛躍」、そして「市民協働・参画の社会づくり」、そして「持続可能な財政運営」。ここで1つ、一番最後に述べたのが、つまりきそうでありますけれども、やはりしっかりとさまざまな基金、そして財政調整基金も

しっかりと蓄えた中で、こういうふうな災害とも言える豪雪、こういうふうなものにも備えていく必要があるというふうなことを今般の豪雪で大いに学んだというふうなところをお伝えさせていただきたいと、このように思います。

そして、市民サービスの向上、これは最優先でございませう。そこには当然選択と集中という、この理念に基づいて限られた予算の中でできる限り計画の達成には努めていきたいと、このように思います。

特にネクスト50、この大きなテーマのもとでは災害に強いまちづくり、そして産業の振興及び雇用の確保、創出、そして住みよいまちづくりの推進、教育、文化等の振興、これが重点分野でございませう。そして、その中には自主防災組織設立助成事業とか、それから「むつ市のうまいは日本一」推進プロジェクト事業、これはややもすればというふうなことのご指摘がございましたけれども、より積極的に全国展開をしていくと、中央に進出していくという取り組みもしていかなければいけないと。さらに北の防人大湊地区整備事業、この事業を今年度から開始しておりますけれども、これを見る形にして交流人口をふやしていかなければいけない。

そしてまたむつ市、しっかりと歴史を大切にするまちであると、文化を大切にするまちであるという形の中で重要文化財保存活用事業、これらを市民協働、参画いただきまして、これらの構想を進めていきたいと。

さらに、齊藤議員からたしか一般質問でご提言があったと思いましたが、市民提案型補助制度、これも開始いたします。そして、いかに市民の皆さんがCS、満足度を持っているのか、こういうふうな部分、市民満足度アンケート調査事業、これらも積極的に進め、ただアンケートをとって、それを統計的につかまえるだけではなくて、

それをもっと進めるためにはどういうふうなことをしていけばいいのかというふうな研究にも入っていききたいと、このように思っております。

持続可能な財政運営、これについては、内部経費、これを抑制します。

それから、プライマリーバランス、これに留意した起債の借入れ等を実施していきたいと、こういうふうに取り組んでまいりたいと、このように思います。

歳入の増加が期待できない中で厳しい財政運営でございませうけれども、本当に議員各位のご理解とご協力、そして市民の皆さん方のご理解をいただきながら持続可能な財政運営、これが一番でございませう。これに相努める予算編成であるということをご理解をいただきたいと、このように思います。

その余は担当からお答えいたします。

○議長（山本留義） 税務調整監。

○財務部税務調整監（赤田比等史） 私からは、お尋ねの1点目、2点目についてご説明申し上げます。

まず1点目、年少扶養控除の廃止や個人住民税均等割の引き上げ、さらには退職所得に係る個人住民税の税額控除廃止など、今後の住民負担への影響をどのように考えているのかということでございますが、まず年少扶養控除につきましては、平成22年度子ども手当が創設されたことに伴い、税制改正において年齢16歳未満の年少扶養親族の控除の廃止が行われ、所得税については平成23年1月から、住民税については平成24年度課税分から適用されます。

平成24年度予算においては、約1億3,000万円の市民税の増収を見込んでおりますが、この扶養控除廃止の影響を受けることとなる被扶養者は約7,300人と推計され、年少者のいる世帯においては子ども手当の支給を受ける一方、税負担の影響

も受けることとなります。

また、本定例会に提案しております税条例の一部改正において、平成26年度から10年間、個人住民税の均等割の引き上げ、さらに平成25年1月から退職所得に係る個人住民税の税額控除が廃止されるなど、今後住民の税負担がふえていく状況にあります。

これらを踏まえ、去る2月22日に稼働しました税システムの再構築に当たり、納税環境の拡充、利便性の向上などの改善を図っております。また、県内他市の状況を見ますと、市民税、固定資産税とも4期割りとなっておりますが、当市はこれまでのとおり8期とし、1期当たりの納付額を平準化することで住民への負担軽減に配慮した対応しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、市税等の徴収率の向上とは具体的にどのような手法で目標値を幾らに設定したのかについてお答えいたします。徴収事務を進めるに当たり、年度当初には決算の実績等を加味し、目標徴収率を設定しております。平成18年度から平成22年度までの徴収率の推移を見ますと、市税で3.8ポイント上昇しております。徴収率を向上させるためには滞納整理を強化することは欠かせませんが、それにも増して納税者の納付環境を整えることが最も重要と考えております。

平成24年度においても、さらに上の徴収率を確保するため、口座振替キャンペーンを実施するとともに、コンビニでの納付できる体制を整えたいと考えております。

また、本年2月20日より再発行等の納税通知書で郵便局で納付ができるようにもなっております。

あわせて、ここ数年続けております日中来庁できない方々のための夜間休日窓口を継続し、相談事務に重点を置き、計画的な納付に結びつけていくようきめ細かな対応に心がけたいと考えており

ます。

また、滞納管理システムを導入し、納税管理を始めたことも徴収率向上の一因と考えております。

市税徴収率の目標値でございますが、現年課税分で98.5%、滞納繰越分で20.0%、合計93.0%に設定しております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 次に、歳入の第16款第2項第1目第1節の土地売払収入についてお答えいたします。

これは、いわゆる遊休資産の売却となりますが、旧海老川町市営住宅跡地を売却するもので、平成20年度に公開公募抽せん方式により売り払いに付した際の、まだ売れていない分4筆のうち2筆の売却を見込み1,170万円を計上させていただいたところでございます。

ほかに海老川町地区では2筆及び旭町地区2筆につきましては、常時公募方式による売り払いを公告しており、先着順による売却を行っております。ただし、先ほどの休憩時間に担当から聞きましたところ、ここの海老川町地区はすべて本日売れたということの報告をいただいたところでございます。

遊休資産を売却する具体的な手法はということでございますけれども、現在財産台帳のシステム化を進めている途上にありまして、データ化に当たり市が保有する土地、建物の用途や分類に関して改めて確認をし、あわせて今後における活用の可能性を検討しながら進めているところでもあります。この確認作業につきましては、来年度をめどに整理を終えたいと考えておりますが、これらの整理が完了した後に、引き続き透明性や公平性を欠くことのないよう適切な情報の提供に努めながら、積極的に遊休資産の売却を進め、歳入の確

保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 一括法に係る職員体制等についてのご質問にお答えいたします。

平成23年4月28日及び8月26日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次一括法及び第2次一括法が成立しております。この法律は、法令により地方自治体に一定種類の事務の義務づけや事務の手続、判断基準の枠づけを行うこととしている義務づけ、枠づけの見直しと基礎自治体への権限移譲を行うため、各府省の所管する法律を一括改正し、事務の義務づけ規定の廃止や事務の内容の条例委任、事務権限の移譲をするものでございます。

この義務づけ、枠づけの廃止や権限移譲によりまして、地方自治体の自主性の強化、自由度の拡大が図られることになり、条例で新たな基準を設定することによって、より地域の実情に即した対応ができるようになるものでございます。

議員ご指摘のとおり、この一括法の施行に伴いまして、今後条例整備の必要性が出てくるものでございます。今般提案しております議案第6号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例、議案第7号 むつ市立図書館設置条例の一部を改正する条例、議案第10号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例、議案第13号 むつ市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案は、まさしくこれら一括法に基づいて所要の改正を提案させていただいているものでございます。

今後とも県からの指導を仰ぎつつ、現場のニーズ、従来の基準の策定根拠、法的位置づけ等について情報収集、研究を行いつつ対応してまいりたいと考えております。

毎年実施しております所属長ヒアリングなどに

おきまして、これら一括法による業務量の増大や専門性の有無等も含みつつ、総合的に各所属における業務の実態を把握し、適正な人員の配置に努めてまいりますし、現在非常勤の特別職として任用しております防災調整監や事務調整官のように、必要に応じて知見を備えた退職職員の嘱託雇用についても適時的確に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第27号の質疑を終わります。

次は、議案第28号 平成24年度むつ市国民健康保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

12番 斉藤孝昭議員。

○12番（斉藤孝昭） 平成24年度むつ市国民健康保険特別会計予算について質疑いたします。

この国民健康保険特別会計については、前の議案でもそれぞれの議員から話が出ていましたが、約5億円の赤字で毎年繰上充用しているというふうな状況にあります。約束でいくと、あと4年間で解消するというふうなことの前提に保険料も値上げ、2度連続でしましたが、平成24年度になって運営の見通しはどうか、あわせて一般会計からの繰り入れはあるのか、または繰上充用、先ほど言いました約5億円の状況について、総括的な質疑をさせていただきます。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 運営の見通し等についてでございますが、平成22年度に5カ年を目標に赤字を解消すべく税率改正をさせていただいたところでございますが、初年度で約8,000万円の黒

字を計上したものの、目標とする約1億1,000万円を3,000万円ほど下回っており、いまだ約5億円の累積赤字を抱えている状況でございます。

これは、世帯数、被保険者数が想定した以上に減少していること、景気の低迷が長引いており、所得も年々低下していることなどが主な要因となっており、この傾向は今後も続くものと見られることから、赤字解消につきましても、中長期的なスパンで考えていかざるを得ない状況となっております。

今後の見通しにつきましては、国の動向や経済情勢、また医療費の変動に大きく左右され、不透明な部分が多々ありますことから、予想しがたいところがございますが、決して楽観視できるような状況ではないと考えております。

現在国では国保の財政基盤強化策及び財政運営の広域化に向けた取り組みをしており、その動向を注意深く見守ってまいりたいと考えております。

次に、一般会計からの繰り入れにつきましては、これまで申し上げてきたとおり、赤字補てん的な繰り入れは総務省からの通達や被保険者以外の方の理解を得られないなどの問題もありますことから繰り入れできないものと考えております。ただし、平成23年度補正予算にも計上してございますが、新年度予算でも新たに未就学児童等の医療費の現物給付によって生じる国庫負担金等の減額分2,612万4,000円の繰り入れを計上させていただいてございます。今後におきましても、まずは収納率向上策の強化による財源の確保、後発医薬品使用促進等の医療費適正化対策に努め、着実に財政の健全化を図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これにて齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第28号の質疑を終わります。

次は、議案第29号 平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第29号の質疑を終わります。

次は、議案第30号 平成24年度むつ市介護保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 議案第30号 平成24年度むつ市介護保険特別会計予算について質疑いたします。

介護保険料については、先ほどの議案第9号で説明を受けましたので、事前通告しておりました保険料設定についてのところは多少省略しても構わないです。

この介護保険の見直しが今回第5期を迎える年になりますが、だれもが皆さん知っている高齢化がこれほど急激に進むとは思っていなかった中で、事業計画をどういうふうと考えて策定したのかをお知らせ願います。いろんな検討がされたと思いますが、もし紹介できることがありましたら、大枠で構いませんので、説明をお願いしたいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

改めて法的な根拠について申し上げますと、介護保険事業計画につきましては、介護保険法第

117条の規定により介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため3年を1期として定めることとされております。

まず、この事業計画を作成するに当たりましては、平成23年3月に高齢者や施設関係者並びに介護保険サービスに携わるケアマネジャー等約5,000人に対しアンケート調査を実施し、市民の意向にも耳を傾けております。この結果を踏まえたうえで市の関係部署で組織する検討委員会、さらには保健、医療、福祉関係者等の有識者20名で構成されます策定委員会において、都合3回ずつ審議、検討を重ねてまいりました。

審議の内容につきましては、やはり直接65歳以上の方から負担していただきます介護保険料の議論に終始いたしまして、サービスの内容等についてはさほど議論には至りませんでした。

また、第5期計画策定に当たり第4期計画と異なる点について申し上げますと、先ほどの介護保険条例の部分でもご説明しましたので、重複するところもありますけれども、まずは介護報酬改定率が異なっており、第4期においては3.0%だった改定率が第5期においては1.2%と抑制されております。

次に、第1号被保険者の負担割合が20%から21%へと引き上げられ、この1%分の増は介護保険料に換算して、月額280円増の影響となっております。この背景につきましては、高齢者を支える側の40歳から64歳までのいわゆる第2号被保険者の負担を軽減し、逆に直接介護サービスの提供を受ける第1号被保険者に相応の負担をしていたとくといういわば少子高齢化を想定した社会保障費の将来像が根底にあります。

一方では、入所待機者の解消のために90床の施設整備を図っており、平成24年度から今後7年間は毎年1,000人余りの団塊世代が高齢者に移行することから、こうした近い将来を見据えた基盤整

備をも意図しております。

いずれにいたしましても、今回の平成24年度介護保険特別会計予算案のご提案に当たりましては、平成24年度から平成26年度までの第5期計画期間中の保険給付見込額、65歳以上の方の負担割合の増、施設待機者解消のための基盤整備、将来の人口推計、所得段階の設定、保険料上昇を抑制するための基金の取り崩しなど、多様な視点から種々の検討をしたうえで第5期の初年度に当たります平成24年度予算案を計上いたしましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第30号の質疑を終わります。

次は、議案第31号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第31号の質疑を終わります。

次は、議案第32号 平成24年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第32号の質疑を終わります。

次は、議案第33号 平成24年度むつ市魚市場事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第33号の質疑を終わります。

次は、議案第34号 平成24年度むつ市水道事業会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

12番齊藤孝昭議員。

○12番(齊藤孝昭) 平成24年度むつ市水道事業会計予算について質疑をさせていただきます。これもまた総括的な質疑になりますので、大枠で答弁をお願いしたいと思います。

まずは、営業収支、需要予測、設備の更新さまざまあると思いますが、こういう予測をどうふうに予算編成に生かしたのか。さらに、国の制度の見直しをどのように把握しているのかお聞きしたいと思います。

○議長(山本留義) 公営企業管理者。

○公営企業管理者(遠藤雪夫) 平成24年度予算編成に関するお尋ねですが、予算編成に当たっては、むつ市の予算編成方針を基本とし、経費の削減を図りながら公営企業として適正かつ効率的な企業運営が図れるよう方針を定めており、地区ごとの収支状況を把握するため、むつ、川内、大畑、脇野沢地区の予算を作成した後、合算したものを水道事業予算としております。

まず、水道事業運営の基本となる料金収入を算出するための有収水量などの需要予測については、各地区ごとに人口及び使用水量の実績をもとに積算しておりますが、近年の少子高齢化やライフスタイルの変化、節水機器の普及などにより水道の使用料も減少傾向となっております。

次に、営業収支については、収入、支出とも積み上げ方式とし、収入は国庫補助金などについて

情報収集しながら財源確保するとともに、支出では事務の効率化や費用対効果を検討し、経費の削減、合理化を図りながら積算しております。

次に、設備の更新についてであります。水道事業の持続的運営のためには、施設の適切な維持管理が必要不可欠であり、平成20年度に作成しました水道ビジョンを基本計画として水道施設及び管路の整備、更新のため継続事業として上水道整備事業及び簡易水道統合整備事業を実施しており、総額約79億円を予定しております。

さらに、東日本大震災を受け、災害対策として非常用発電機の未設置箇所の整備を順次進め、その他の老朽施設などについても改良及び修繕などを計画的に行うこととしております。

次に、国の制度見直しについては、昭和41年以来となる地方公営企業会計制度の見直しが行われており、平成23年度では資本制度が見直しされ、平成24年4月1日施行となることから、関連する条例整備について本会議でご審議をいただいたところでございます。

さらに、平成26年度には地方公営企業の会計基準についても経営状況など、よりの確に把握できるよう、民間企業会計に準拠した制度に改正されるとのことです。

今後の改正に当たっては、日本水道協会や青森県から随時情報提供がありますので、これらの情報をもとに関係省庁のホームページや各種研修会などへ参加し、より情報収集を図ってまいります。

以上でございます。

○議長(山本留義) これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第34号の質疑を終わります。

以上で平成24年度むつ市各会計予算に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第27号から議案第34号までの平成24年度むつ市各会計予算については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第34号までの平成24年度むつ市各会計予算については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布してあります予算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布してあります予算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで予算審査特別委員会正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午後 4時01分 休憩

午後 4時12分 再開

○議長(山本留義) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれました予算審査特別委員会において、委員長に富岡修議員、副委員長に上路徳昭議員が選任されましたので、ご報告いたします。

◇報告第1号

○議長(山本留義) 次は、日程第35 報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成23年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第1号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は承認することに決定いたしました。

◇報告第2号

○議長(山本留義) 次は、日程第36 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成23年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第2号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は承認することに決定いたしました。

◇報告第3号

○議長(山本留義) 次は、日程第37 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成23年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第3号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は承認することに決定いたしました。

◎日程第38 請願上程、委員会付託

○議長(山本留義) 次は、日程第38 請願第1号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号については、お手元に配布の請願文書表のとおり、所管の民生福祉常任委員会に付託いたしますので、ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長(山本留義) 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月6日は常任委員会及び予算審査特別委員会のため、また3月7日及び8日は予算審査特別委員会のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、明3月6日は常任委員会及び予算審査特別委員会のため、また3月7日及び8日は予算審査特別委員会のため休会することに決定いたしました。

なお、3月9日は一般質問、議案質疑、委員会
付託を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 4時18分 散会